

国土交通省 安全・安心のための ソフト対策推進大綱

平成18年6月



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure and Transport

目次

はじめに	・・・	1
1．災害・事故時の情報提供		
【改善1】情報の受け手の立場に立った改善		
（1）分かりやすい用語・表現	・・・	2
（2）受信者の的確な判断・行動に結びつく情報	・・・	5
【改善2】情報の発信における改善		
（1）提供情報の精度の向上・内容の充実	・・・	11
（2）情報提供頻度の見直し	・・・	13
（3）情報発出のタイミングの改善	・・・	14
（4）情報の発出体制の強化	・・・	14
【改善3】情報の伝達の改善		
（1）一元的・横断的な情報提供システム	・・・	15
（2）プッシュ型のリアルタイム情報提供システム	・・・	16
（3）伝達の迅速化・ルートの多重化（電子メールの活用）	・・・	17
（4）エンドユーザーに対する防災情報のダイレクトな提供	・・・	17
（5）要援護者や外国人に対する防災情報提供の改善	・・・	17
（6）渦中の被災地等への確実な情報の伝達	・・・	18
2．平時における広報活動		
【改善4】ハザードマップ等の改善		
（1）ハザードマップによる情報提供の拡大・徹底	・・・	20
（2）地震時のエレベーター運行方法等に関する情報提供	・・・	24
【改善5】災害・事故時に行われる情報提供についての広報		
〔提供される情報及びその内容の周知〕	・・・	24
3．事業継続計画への取組		
〔はじめに〕	・・・	25
〔事業継続計画の概念と意識の高まり〕	・・・	25
〔米国連邦政府における取組〕	・・・	26

〔我が国におけるBCPをめぐる状況〕	・・・ 28
〔首都直下地震対応のものを国土交通省が取り組む〕	・・・ 28
〔「一里塚」の意義と今後の取組〕	・・・ 29

【取組1】国土交通省の首都直下地震応急対策業務のBCPの策定

〔基本方針〕	・・・ 29
〔想定リスク、基本的な被害想定〕	・・・ 29
(1) 継続実施が必要な重要業務	・・・ 30
(2) 応急対策業務の継続実施のための重要要素の確認と対応	・・・ 33
(3) 今後の検討課題	・・・ 37

【取組2】国土交通省のその他業務のBCPの策定

(1) 基本的考え方	・・・ 37
(2) BCPの策定が求められる一般継続実施業務	・・・ 38
(3) 一般継続実施業務を確保するための事前対策(統一方針)	・・・ 39
(4) 主な一般継続実施業務に係るBCPの策定例	・・・ 39
(5) 一般継続実施業務のBCP策定に当たっての留意事項	・・・ 42

【取組3】スパイラルアップと業務継続に関する枠組み

(1) スパイラルアップ	・・・ 43
(2) 防災業務計画の改定等	・・・ 44

【取組4】民間企業によるBCP作成促進

(1) 災害時の応急対策の実施上必要な関係者のBCP	・・・ 46
(2) 多数の関係者が一体となったBCP策定	・・・ 48
(3) 所管業界におけるBCP作成の促進	・・・ 48

4. 自助・共助・公助の機能強化 ～地域の防災力の再構築～

【取組5】地域の防災力の再構築

(1) 水防体制	・・・ 50
(2) 地震防災体制	・・・ 51
(3) 施設管理の充実と協調	・・・ 52
別紙1 改善を行う用語・表現	・・・ 55
別紙2 COOP計画の様式	・・・ 57
別紙3 「首都直下地震応急対策活動要領」中の 主な国土交通省の役割	・・・ 58
別紙4 業務継続計画の策定に向けた作業様式	・・・ 61

はじめに

近年、新潟県中越地震や台風、集中豪雨、豪雪等の自然災害が多発し、また、JR福知山線脱線事故や航空分野の運行障害等交通機関の事故・トラブルが続発しているほか、構造計算書の偽装事件やエレベーターに起因する死亡事故が発生した。

国民の安全・安心を確保することは、言うまでもなく、国土交通行政の最重要課題である。このため、随時新たな対策を講じており、最近においても、自然災害に関しては、住宅・建築物の耐震対策の強化など施設のハード面を中心に対策を進め、また、交通機関に関しては、企業全体としての安全管理計画の新規導入等の対策を講じてきた。さらに、建築物の安全対策については、早急に講ずべき施策として建築基準法の改正等を行い、残された課題についても引き続き検討を行うこととしている。

しかし、安全・安心の確保のための対策は、これで万全とは言えない。

1つは、このようなハード面やシステム面での対策に加えて、情報・広報などのソフト対策を加えた多角的な取組が必要である。このようなソフト対策は、人が主体となるが、情報・広報の発信者サイドに立った一方的な提供では、いざというときに期待した効果が発揮されにくい。このため、情報・広報の問題を人を中心に捉えて点検を行い、改善していくことが必要な事項を「5つの改善」として取りまとめた。

今1つは、自然災害、特に首都直下地震が発生した場合、求められる国土交通行政を継続して提供することができるか、といった事業継続の問題を含め、官と民とが適切な役割分担と協働によって自然災害への対応を図りつつも、国民の生命財産を守り、社会経済活動を支えるためのソフト面での行政の機能が引き続き円滑に提供されなければならない。そのための新たな取組を「5つの取組」として取りまとめた。

国土交通行政は、広範な分野において国民の社会経済活動に密着しており、国民の生命財産を守り、安心を確保するという目標のため、被害を最小化する姿勢を忘れてはならない。

特に、社会経済活動が多様化している中では、一旦構築された制度や手法が引き続き当初期待された効果を持つとは限らない。むしろ、常に既存の制度等を見直すとともに、予期しがたい事態への対応を怠っていないかチェックを行っていかなければならない。

今回の「国土交通省安全・安心のためのソフト対策推進大綱」は、このような国土交通行政の推進のための着実な一歩となるものである。

1. 災害・事故時の情報提供

災害・事故等への対策においては、その予防や復旧のためハードの社会資本を整備することも重要であるが、事前の避難行動による減災や二次災害防止の観点から、適時適切な情報提供を行う意義は大きい。

災害・事故等に関する情報提供の問題は、発信者による情報の「収集・加工・発信」の段階から、意図した対象者への「伝達・受信」が確実に行われ、受信者がその内容を「理解」し、自らの「判断・行動」に役立てるまでの一連の行程に着目して検討しなければならない。

これらの行程の一部にでも不完全なところがあれば、情報提供の効果が大きく減殺されてしまう。

そこで、一連の行程を三つの段階に分けて現状の点検を行い、その結果に基づき所要の見直しを行うこととした。

【改善1】情報の受け手の立場に立った改善

災害・事故時における情報提供は、受け手が理解し、判断に活用し、行動に結びつけて初めて意味を持つ。このため、受け手にとっての「お役立ち度」を向上させる観点から、次のとおり、改善を行う。

(1) 分かりやすい用語・表現

- 理解を助け、的確な判断・行動を促すために -

基本的考え方

水害や土砂災害等による人命被害の軽減等には、発災時等に住民、市町村担当者、報道機関等に提供される情報によつて的確な判断や行動が行われることが重要であり、情報の中の用語ができる限り受け手が容易に理解でき、危険を実感できるものであることが不可欠である。

しかしながら、提供される情報の中の用語には、施設の整備・管理のための用語であるなど受け手側の的確な判断や行動につながる分かりやすい用語となっていないものがある。

こうした観点から、不断に防災情報に関する用語について吟味し、住民、市町村担当者、報道機関等がその意味を正しく理解でき、その用語によつて受け手にとって必要十分な情報が提供され、その的確な判断や行動につながるような“受け手の立場に立った用語”への改善を図ることが必要であり、可能なものについては平成18年度

から導入していくこととする。

なお、用語の改善は、報道機関との意見交換会等で寄せられた意見・提案やホームページアンケートによる国民からの意見も踏まえ実施する。

分かりやすい防災用語への改善

防災用語の改善に関する検討の基本方針は、次の1)から3)までのとおりである。

- 1) 警告に関する情報らしいことは分かるが状況や危険度がイメージできない用語については、とるべき行動や具体的な状況を示す語句で構成された用語、A B C等のレベルが明確な語句を使用した用語へ改善する。
- 2) 現在、一般的に使われていない用語・表現については、一般に使用されている用語・表現によって工夫するか、又は解説を付加する。ただし、防災担当者など専ら専門家向けの情報においては、厳密さを優先し、無理に変更しない。
- 3) 文字を見れば分かるが耳で聞いただけでは分かりにくい用語については、耳で聞いて分かりやすい用語へ改善する。

一方、防災情報の受け手に伝えたい内容に応じ、使用する用語が備えるべき条件は、次のとおりである。

- 4) 受け手に緊急的な対応をしてもらう必要がある場合
 - イ 避難等の契機となることを期待する用語は、そのものだけで災害の現状や危険度レベルをイメージできること。
 - ロ テレビだけでなく、ラジオ、防災行政無線等で伝達される可能性があるため、文字だけではなく音声で理解できること。
 - ハ 行動までの時間が切迫しているため、できるだけ短い字句であること。
- 5) 受け手に状況の理解をしてもらおうとする場合
多少長くても災害の状況が正確に伝わり、受け手が致命的な誤解をしないこと。

これらの改善方針を踏まえて改善を行うべき用語・表現、別紙1

のとおりであり、その主な例は、次の表1のとおりである。

表1 改善を行う主な用語・表現

	現状	改善
水位情報で用いる用語	危険水位	はん濫危険水位
	特別警戒水位	避難判断水位
	警戒水位	はん濫注意水位
	指定水位	水防団待機水位
河川の洪水警報等で用いる用語	洪水情報	川はん濫発生情報
		川はん濫危険情報
	洪水警報	川はん濫警戒情報
	洪水注意報	川はん濫注意情報
その他の用語 < 特殊な用語 >	排水機場	排水ポンプ場
	< 音声で理解できない用語 >	破堤

国土交通大臣等と気象庁長官が共同で個別の河川ごとに行う洪水警報等

理解を助けるための表現上の工夫

の言い換えによる改善に加え、防災用語（改善後の用語を含む。）の使用だけでは誤解が生じるおそれがある場合は、次のような関連する情報を併せて提供する。

- イ 地域の人理解できる具体的な地名、方角等（構造物の位置等を表す場合など）
- ロ 施設整備や管理に係る用語で無理に言い換えると逆にわかりにくくなるものを用いるときは、その用語の説明。
- ハ 水位の数値を示そうとするときは、水面から橋桁や堤防の上面までの高さの数値。

意味が伝わりにくい図記号の解説

標識等に用いられている図記号（ピクトグラム）のうち、その意味が伝わりにくいものについて、図記号の意味が一般国民に浸透するよう、平成18年度から検討を開始し、必要な改善を図る。（例：「落石のおそれあり」の道路標識）

スパイラルアップの姿勢

報道機関等との定期的な勉強会・打ち合わせによる見直しシステムを確立し、より分かりやすい用語・表現となるよう今後とも必要な見直しを行っていく。

特に、気象庁が提供する防災気象情報や天気予報に用いる用語について、防災関係機関等においては一層適切な防災対応が実施できるよう、また一般国民においてはより分かりやすい予報、情報となるよう、平成18年度中に全面的な見直しを行う。

段階的・継続的發展。継続的で終わりのない努力。常に改善・革新を心掛けること。

(2) 受信者の的確な判断・行動に結びつく情報

水位情報等を避難行動に結びつける取組

1) はん濫危険度レベルに応じた避難情報等の提供

現在、河川の水位には、水防団の活動のための水位（警戒水位及び通報（指定）水位）、河川の洪水予警報ができない中小河川等で避難の判断の目安となる水位（特別警戒水位）、はん濫の危険を示す水位（危険水位）、河川の施設管理に用いている水位（計画高水位等）と、異なる目的で設定された水位が混在し、それぞれの序列や危険度レベルがわかりにくいいため、水位に関する情報が避難等の的確な行動に結びつきにくいものとなっている。

このため、水位に関する情報や河川の洪水警報等の発表情報が国民による避難行動や市町村による避難勧告・指示の発出の目安となるよう、次のとおり改善を図る。

イ はん濫危険度レベルの設定とこれに応じた水位名称への変更

はん濫の危険度を「注意を要する段階」、「警戒を要し避難を検討すべき段階」、「危険な段階」に区分し、増水によって危険度の段階が移行する際の水位の呼称を、危険度レベルやとるべき行動内容がわかるものに改善する。

すなわち、これまでの警戒水位は通常の段階から「注意を要する段階」に移行する水位であることから「はん濫注意水位」とし、これまでの特別警戒水位は「警戒を要し避難を検討すべき段階」に移行する水位であることから「避難判断水位」とし、そして、これまでの危険水位は「危険な段階」に移行する水位

であることから「はん濫危険水位」とする。

なお、「危険な段階」を越え、「はん濫が発生した段階」についても、危険度レベルを設定する。

□ 発表情報と避難行動等との関連の明確化

大河川¹か中小河川²かによって名称が異なり、また、提供するタイミングが必ずしも住民の避難に要する時間を考慮していない発表情報について、今後は、表2のとおり、それぞれの水位に達した時点又は達することが見込まれる時点において、それに応じた情報を発表する方式にすることにより、発表情報と避難等の行動との関連を明確化する。

1...洪水により国民経済上大きな損失を生ずるおそれのある河川で、流域面積が大きいもの（洪水予報河川）

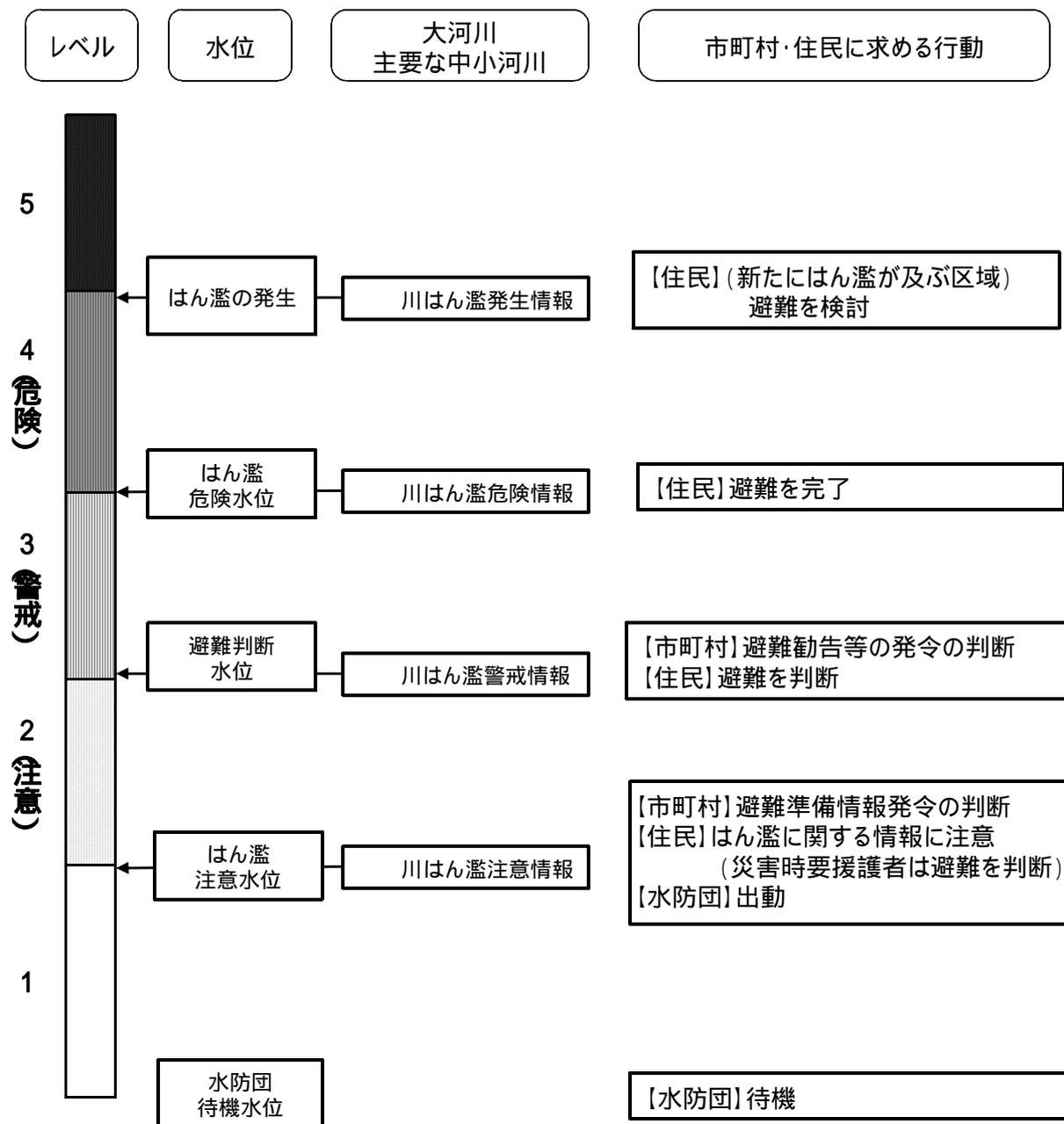
2...洪水により国民経済上大きな損失を生ずるおそれのある河川で、洪水予報河川に比べて流域面積が小さいもの（水位情報周知河川）

表2 水位と発表情報

時点（イによる改善後の時点）	提供する情報
はん濫注意水位に達した場合	「はん濫注意情報」
避難判断水位に達した場合又は一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれる場合	「はん濫警戒情報」
はん濫危険水位に達した場合	「はん濫危険情報」

これらの改善措置（具体的には下図のとおり）を平成19年度の出水期（洪水が起きやすい時期）から適用し、今後は、提供される発表情報により、危険度レベル及びそれに応じて起こすべき行動（避難準備、避難勧告の発出、避難開始など）の内容を容易に理解し、適切に判断しやすくなる。

図 はん濫危険度レベルと提供される水位情報等



2) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成支援

水害の際に市町村長が遅滞なく避難勧告等を発出し、適切な伝達措置をとることができるよう、上記1)の「水位」に関する見直しを全国に周知・徹底する機会を捉えて、平成17年度はモデル的に行ったマニュアル作成支援を、今後、全国の市町村に展開する。

また、市町村が土砂災害に関する警戒避難態勢を円滑かつ適切に整備することができるよう、市町村が警戒避難マニュアルを作

成する際の雛形として、前兆現象の活用方法や避難勧告等の発令判断基準等を定めたガイドラインを作成する。（平成19年度末を目途）

3) 土砂災害警戒情報の充実等

大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう発出する土砂災害警戒情報の提供を全国に展開する（平成19年度末までに概成）。

4) 気象警報の改善

気象警報を市町村長の行う避難勧告等の判断基準に適合したものとするため、大雨・洪水・高潮等の警報基準の見直しを実施し、都道府県及び市町村との調整を踏まえて平成19年度までに基準の見直しを完了させて、平成20年度出水期から新しい基準により警報を行う。

「見通し」情報の積極的な提供

通行規制等が確定するまで情報が提供されないために、通行規制箇所を回避しようとする自己判断の機会が奪われているケースや、十分な情報が提供されないまま徒に待たされて「イライラ」がたまるケースが今なお多い。

このような問題意識に立ち、国民の予見可能性を高めるため、ある程度の誤差が生じうることへの国民の理解を得つつ、事実が発生して確定する前段階において、将来の見通しや予想に関する情報を積極的に提供していくこととする。

1) 通行・運行の停止が発生した時点又は回復が確定した時点での確定的な情報の提供に加え、連続降雨雪等により通行止め・欠航になりそうな時期の「見通し」や、通行・運行の再開時期の「見通し」情報、再開までの作業状況に関する情報などを提供する。

イ 豪雨等の異常気象時における道路の事前通行規制区間 について、例えば、通行規制開始や解除の概ね1～2時間前を目安として、通行規制開始・解除の予測情報を道路情報板やラジオ、ホームページ等により提供する取組を全国の国管理の国道で実

施する。（平成18年度から実施）

大雨や台風等により土砂崩れや落石等のおそれがある箇所について、過去の記録などを元にそれぞれ規制の基準等を定め、災害が発生する前に安全確保のため「通行止」などの規制を実施する区間

ロ 航空については、降雪等による欠航、遅延等が発生すると、特に国際線の場合は、代替手段もないことから大きな混乱につながる。このため、空港管理者や航空会社、鉄道事業者、バス事業者等において、連絡体制を緊密にし、空港内及び空港外において、インターネット等の媒体を通じた欠航、遅延等のより迅速かつ正確な「見通し」情報を提供する。（情報提供方策の検討を平成18年度中に行い、改善を図る）

ハ 災害等で鉄道が運行停止した場合、鉄道利用者への情報提供については、運転再開までに必要な手順を説明し、現状を可能な限り案内するとともに、できるだけ早く、運行再開の見通しについても情報提供する。（平成18年度末までに情報提供のルールを明確化）

2) 河川が増水し、その危険度レベルが「警戒を要し避難を検討すべき段階」に達した場合又は一定時間後にははん濫危険水位に達することが見込まれる場合に、避難のための情報（川はん濫警戒情報（川洪水警報）等）を予め提供する河川の指定を拡大する（平成21年度までに現行約270河川から約500河川に拡大）。

また、はん濫が発生した場合に、浸水すると見込まれる区域・水深、時期に関する情報を予め提供する河川の指定を拡大する（平成21年度までに現行1河川から全国のはん濫区域の非常に大きい10河川に拡大）。

3) 大きな揺れ（主要動）が来る前に主要動の到達を予告する緊急地震速報について、現段階において混乱等がなく利活用ができる分野については、平成18年8月1日より先行的に提供を開始するとともに、できるだけ早期に広く一般への提供が開始できるよう周知・広報活動を進める。

4) 地震時にエレベーターの閉じ込めが発生した場合において、外部への連絡が直ちに行えない状況を想定して、閉じ込められた人の安心のため、地震自体に関する情報や、監視センター等で閉じ込められていることを把握していることの情報と併せて、救出時

間の「見込み」に関する情報等を提供することができるよう、引き続き技術的検討等を行い、できるだけ早期にその実現を図る。

(参考) エレベーターの地震防災対策の推進について

平成17年7月の千葉県北西部を震源とする地震に際し、震度4以下という比較的震度が小さいエリアにおいても、多くの閉じ込め事故と運転休止が発生し、救出や復旧の遅れもあって、大きな社会問題となった。

このため、エレベーターの地震防災対策について総点検を行い、

- ・ エレベーターの耐震安全性の確保
- ・ 「地震時管制運転装置」の確実な作動
- ・ 早期救出・復旧体制の整備等
- ・ 適時適切な情報提供・情報共有

を基本的な考え方として、今後、早急にエレベーターの地震防災対策を推進することとしている。

5) 港湾において施設整備に必要な波浪観測情報の取得のために設置するGPS波浪計を活用し、沖合10~20km程度の地点で沿岸到達の数分~10分前程度に津波を観測することにより、この波浪観測情報を津波情報の迅速化・充実化に役立て、住民の津波避難行動の徹底に資する。平成18年度には全国で6箇所の整備を開始し、平成20年度からホームページなど多様な情報提供手段により情報提供を開始する。引き続きGPS波浪計の整備を推進し、平成22年度までに全国30箇所での整備を計画し、沖合波浪観測情報の提供を目指す。

GPS (Global Positioning System) は、米国が衛星により運用する高い精度の測位を把握できるシステム。GPS波浪計は、海上ブイにGPSのアンテナを設置し、海面高に追隨して変化する海上ブイの動揺を計測するシステムで、波浪や潮位のほか陸域に到達する前の津波等を観測できる。

未確認情報の提供 (スピード重視の情報提供)

従来の公式発表による情報は、何よりも正確さを優先してきたが、その反面、発表のタイミングが遅れがち等の問題もある。

このため、従来から行ってきた正確性重視の情報提供に加え、未確認であるため不正確である可能性を明示した上で、必ずしも正確ではないかもしれないがスピーディな情報提供を拡大していく。

- 1) 道路については、膨大な延長を有することから、大規模災害時には、道路管理者だけではすべての道路被災状況の迅速な把握が困難な場合もある。このため、国民から道路災害情報を携帯電話上の掲示板やインターネット上のブログによって収集し、道路管理者が確認した災害情報か未確認の情報かの区別がつくようにして、国土交通省ホームページ上に公開する。(平成18年度から試験運用を開始)
- 2) 被災により混乱して情報発信が不可能な現地になりかわり、ボランティアが被災地外でGIS上に被災地における被災状況や被災者ニーズの情報を入力し、被災地内外の国民が情報の閲覧・交換を行う「GIS防災情報ボランティア」の仕組みに、より多くの国民が参加し、多くの情報が集まるよう、Web上の情報の確度を高めるための仕組みを構築する。(平成18年度から実施)
また、携帯電話を活用して情報を入力・閲覧できるシステムを開発し、平成21年度までの実運用を目指す。

GIS (Geographic Information System) : 地理情報システム。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

- 3) はん濫域に浸水センサーを設置し、河川管理者が浸水状況の把握とインターネットや携帯電話等を通じた一般への情報提供を行うとともに、地域住民やNPO、コンビニエンスストアや郵便局等からも浸水状況を収集し、河川管理者からの情報と併せて一般に提供する。(モデル河川において平成19年度から提供開始)

NPO (nonprofit organization): 非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

【改善2】情報の発信における改善

災害・事故時の情報提供のうち、発信者が必要な情報を収集し、発信用に加工し、発信するまでの各過程について、次のとおり、改善を行う。

(1) 提供情報の精度の向上・内容の充実

台風情報の充実

台風災害防止のため、台風情報の内容の改善を図る。平成19年度

には、現在12時間刻みで提供している台風予想位置・強度等を24時間先まで3時間刻みで提供するとともに、台風になる前の熱帯低気圧及び台風から変わった温帯低気圧に関する情報の充実と、台風の強さを表す指標としての最大瞬間風速の予報及び暴風域に入る確率の面的な情報の新たな提供を実施する。

また、平成20年度に、現在3日先まで実施している台風予報を5日先まで延長する。

突風等に対する短時間予測情報の提供

竜巻やダウンバーストなどの突風や落雷、都市型浸水を引き起こすような短時間豪雨の発生につながる激しい気象現象をいち早く検知して予測する「突風等に対する短時間予測情報」を開発し、その被害を防止・軽減できるよう、同情報の利活用の方策を検討し、21年度までに実用化を図る。

積乱雲の底から爆発的に吹き下ろす気流及びこれが地表に衝突して吹き出す破壊的な気流

津波予報の精度向上と津波情報の充実化

地震の発生メカニズムを反映した津波シミュレーションデータベースの構築による津波予報の精度向上及び国土交通省の潮位データの共有化によって収集した観測成果や沖合波浪観測データを活用した津波情報の充実化を平成19年度から開始する。

高潮予測情報の高度化

高度な高潮予測を提供するシステムを整備することにより、海岸地形や港湾施設の形状等を考慮した海岸ごとの高潮予測情報や、広域の海岸・港湾を対象とした多頻度の高潮予測情報を提供する。
(平成19年度から試行開始)

夜間等における被災状況情報の高精度化

夜間や悪天候など被災状況を把握しづらい条件下においては、地震や火山活動による被災の状況はおおよそしか把握できない状況にあるが、人工衛星データを利用した短期間での地殻変動解析に基づいて被災地域を推定した地図を作成・提供するための技術開発を平成18年度から開始し、平成20年度からの実用化を目指す。

異常気象分析情報の提供

異常気象が発生した場合に、その要因や見通しについて、大学・研究機関と連携し、国として統一的な見解を早期に提供する。（平成19年度開始）

中小河川における水位予測情報の提供

降雨がすぐに流出し急激な水位の上昇が発生する中小河川において、10分間隔での洪水予測を一級水系の主要な約900の中小河川（全国面積の約6割をカバー）で実施（平成22年度までに実施）。

（2）情報提供頻度の見直し

鉄道に係る輸送障害時の情報提供

鉄道事業者において、輸送障害が発生した場合、駅間に停車した列車内での案内放送は状況の変化がなくても、概ね5分を目安に現状・経過等の情報をきめ細かく利用者へ提供する取組を進める。（平成18年度以降更に実施事業者の拡大が進められるよう働きかけを行う）

また、鉄道における一時中断からの早期再開対策について、以下のような鉄道事業者の取組について、他の鉄道事業者においても当該事業者の路線、設備、運行等の状況に応じ、安全を確保した上で、適切に進められるよう促す。（平成18年度中に実施）

（参考）鉄道・道路における一時中断からの早期再開対策

- ・ 地震計の表示（ガル値）ごとに点検レベルを定めるとともに、地震計の増設によって点検エリアを細分化し、徒歩点検を行う区間を縮小することにより、運転再開までの時間短縮を図る（東京地下鉄）。
（注）千葉県北西部の地震（H17.7.23 発生）を例にシミュレートすると、新たなシステム（基準）の導入により運行開始までの所要時間（約4時間）がおよそ半分以下に短縮されると見込まれる。
- ・ 地震計の増設による運転規制区間及び点検区間の見直し並びに線路点検車の整備などを実施することにより、運転再開までの時間短縮を図る（JR東日本）。
- ・ 震度5強以上の地震時に全線を通行止めにし、全線の点検後

に規制を解除する運用を改め、都県単位で通行止めとし、震度5強以上の区間のみの点検後に規制を解除する方式としたほか、今後、規制対象エリアを更に限定する運用に改善する（首都高速道路）。

水位情報等の常時公表

災害時にも輻輳しない専用光ファイバ網に接続された市町村を拡大し、時々刻々と変化する河川の水位等の状況を画像情報でビジュアルに常時提供する。（（H17）約230市町村（H19）約400市町村）

（3）情報発出のタイミングの改善

受信者が情報を得てから判断・行動までのリードタイムを考慮した情報発出や、情報の入手からのリードタイムを短縮した情報発出となるよう、次のとおり、改善を行う。

避難に要する時間を見込んだ「避難判断水位」の設定

一般市民が避難に要する時間を適切に見込んだ上で、それぞれの河川ごとに、「はん濫警戒情報」発出の目安となる「避難判断水位」が設定されるよう、河川管理者と市町村との間で十分な調整を行う。（平成21年度までに大河川及び主要な中小河川（約2200河川）で実施）

地震・津波に関する航行警報発信までの時間の短縮

船舶交通の安全のために、船舶に対し緊急に通報を必要とする情報を提供している航行警報のうち、地震・津波に関するものについては、情報の入手から加工、発出までの時間を短縮するため、地震・津波情報の取り込みから航行警報の発出までの一連の工程を自動化し、迅速に提供する（現行約15分 最速1.5分）。（平成18年度に措置）

（4）情報の発出体制の強化

危機発生時におけるアカウントビリティの向上

危機発生時における不十分な広報対応によって、誤報道や住民の

動揺等による二次被害の発生等を招くことのないよう、社会資本整備に係る危機管理のためのアカウントビリティの実施手法について検討を行い、平成18年度中に策定・公表する「社会資本整備のアカウントビリティ向上新行動指針（仮称）」に盛り込む。

責任ある報道対応体制の確立

災害・事故等の発生時に、担当課が事態への対応の忙殺され、十分な広報対応がおろそかになること、一般の国民に分かりにくい関係者向けの説明となること等を避けるため、本省、地方支分部局等において、これらを踏まえた非常時の広報対応窓口となる者（第一線の対応をするスポークスマン）の明確化を図る。

【改善3】情報の伝達の改善

災害・事故時の情報提供のうち、発信者から発出された情報が意図した対象者に円滑かつ確実に伝達・受信されるまでの過程に関し、次のとおり、改善を行う。

（1）一元的・横断的な情報提供システム

一元的・広域的な情報の提供

1）一元的・リアルタイムな公共交通機関情報の提供

陸・海・空の公共交通機関に係るモード横断的な運行障害情報を一元的に収集・提供する体制を確立し、利用者が各社の運休区間や利用可能路線の情報をワンストップかつリアルタイムに入手可能とすることにより、利用者の適切な自己判断と行動に役立てる。（平成20年度からの実施を目指す）

2）一元的・広域的な港湾施設情報の提供

港湾施設が被災した場合には、他の港湾の利用による代替輸送が行われるが、港湾利用者への広域的な情報の提供が行われていないことから、各港湾における港湾施設の利用可否情報を一元化し、一覧性をもって公開することで、利用者の港湾選択の判断に活用する。平成18年度中に要件の検討を行い平成20年度からの情

報提供を目指す。

異なる主体間の連携による情報提供の総合化

- 1) 集中豪雨時における浸水被害に対する市民の適切な警戒避難態勢が確保されるよう、河川管理者と下水道管理者とが連携し、地域の降雨を排水する河川及び下水道の増水状況等に関する総合的な情報を市町村及び市民に提供する。(平成19年度から試行)
- 2) 災害により鉄道が不通になった場合には、鉄道駅において、鉄道のみならずバス等を含めた代替輸送機関の運行状況を掲示するなど、利用者への情報提供を速やかに行う。(平成18年度以降更に徹底)
- 3) 下水道施設の被災により河川等に下水が流出した場合において、水道事業者が取水制限等を的確に実施できるよう、下水道管理者が河川管理者と連携して下流の水道事業者に情報提供するための情報連絡体制を強化する。(平成19年度から実施)
- 4) 同じ種類の公物を同一エリア内で別々の管理者が管理している場合に、利用者が、一の管理者の発する災害時の利用制限情報だけで当該エリア内全体の公物の利用可否まで判断してしまうことがないように、公物管理者同士が相互に連携して情報を統合的に提供することにより、情報の受け手が管理者が異なる公物の代替利用を的確に判断し、行動できるようにする。

(2) プッシュ型のリアルタイム情報提供システム

災害の発生が差し迫っている段階での情報提供は、受け手の側から自主的にアクセスしなければ情報を入手できないホームページ等だけでなく、情報の送り手側が自動的に届けるプッシュ型の提供方法が有効であり、次のとおりプッシュ型の情報提供を充実する。

- 平成20年度から、カーナビ(VICS)等を活用し道路利用者に災害情報等を提供

VICS (Vehicle Information and Communication System) : 道路交通情報通信システム。渋滞・規制・道路案内・駐車場などの道路交通情報を車載器へリアルタイムに提供するシステムのこと。

(3) 伝達の迅速化・ルートの多重化（電子メールの活用）

国土交通省から都道府県、水防管理団体への水防警報等の提供や、港湾管理者から事前に登録した荷主への港湾施設の利用可否情報の迅速な通知のため、従来の紙面のFAX伝達に加え、電子メールによる伝達も促進する。（水防警報等については、平成19年度から国からの情報提供を電子メールでも実施。）

(4) エンドユーザーに対する防災情報のダイレクトな提供

対地方公共団体

地方公共団体（とりわけ市町村）が画像による大容量の防災情報をリアルタイムで入手可能な情報通信環境が整備されるよう、接続するメリットを具体的かつ分かりやすく説明すること等を通じて関係地方公共団体の理解を得つつ、河川・道路用の光ファイバに接続された地方公共団体の拡大を図る。（（H17）約230市町村（H19）約400市町村）

対国民

コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、携帯電話の電子メール等を通じた通行規制（予告）に関する国民への情報提供を拡大する。（平成18年度から拡充）

地下鉄の電波遮蔽空間においても携帯電話等による情報受信が可能となるように地上波放送の再送信設備整備促進を図る。（平成18年度から実施）

(5) 要援護者や外国人に対する防災情報提供の改善

高齢者や身体障害者等の要援護者対策

要援護者に対して災害情報を迅速・確実・的確に伝達するため、音声、文字、画像の情報をテレビ、携帯電話、情報家電等で受け取ることができるようにするための統一的な技術仕様を策定し、実用化を図る。（平成20年度を目途）

多言語での情報提供

1) 外国人宿泊客等への情報提供

各ホテル及び日本ホテル協会等が作成する災害対策マニュアルについては、現状では、英語での非常放送の実施及びその手法等の記載に留まっているため、例えば、他の言語による非常放送の実施及びその手法等についても記載するなどの充実化を図る。

また、観光案内板、観光パンフレット、観光案内所、携帯端末等を総合的に用いて、リアルタイムの災害情報、避難場所等を外国語等で提供する実証実験を行う。(平成18年度に実施)

2) 公共交通機関における外国語等による情報提供の促進

平成18年4月から、公共交通事業者等に対し、情報提供促進措置ガイドラインに従って旅客施設、車両等における外国語等による異常時の情報提供に努めることを求めるとともに、国土交通大臣が指定する区間において事業を営んでいる公共交通事業者等に対し、外国語等による案内情報の提供の計画的な実施を義務付けた。このような取組を通じて、平成18年度以降、異常時の情報提供も含め、公共交通機関における外国語等による情報提供の実施を促進する。

3) 港湾の海外ユーザーへの情報提供

輸出入貨物を取り扱う主要な港湾においては、海外ユーザーの視点に立った情報提供が必要であることから、英語等の多言語による防災情報を提供する仕組みの構築を目指す。(平成18年度中を目途)

(6) 渦中の被災地等への確実な情報の伝達

被災地(自治体・住民)への情報

渦中にある被災地にいる住民や自治体に防災情報が届かないといった事態を招かないよう、分かりやすい画像情報などの提供を可能にする通信ネットワークの市町村接続先の拡大や、伝達ルート多重化を図る。また、被災地における汚水漏れ等の二次災害防止のための下水道使用の自粛・禁止・復旧見込み等に係る周知方法をマニ

ユアル化（平成18年度に整備）すること等の取組を充実・強化していく。

エレベーターに閉じ込められた者等への情報

地震が発生してエレベーターの閉じ込めが発生した場合に、閉じ込められた利用者が不安からパニックに陥ったりしないよう、乗り場側と併せてかご内の利用者に対しても、自動的に音声案内や文字情報表示等によってエレベーターの運行状況など必要な情報を提供することができるよう、「昇降機耐震設計・施工指針」を見直す。

また、官庁施設に設置するエレベーターの情報提供対応として、上記「昇降機耐震設計・施工指針」の趣旨を踏まえて公共建築工事標準仕様書の改訂を行う。（平成18年度中に措置）

日本人海外旅行者への情報提供

旅行者が海外旅行中に使用する携帯電話の番号等を希望に応じて事前に旅行業者に登録してもらい、テロ事件・自然災害等発生時における旅行者の安否確認を迅速に行えるようにするとともに、必要な安全情報を適時に伝達できるようにする。このため、旅行業界や大手通信会社等との連携により、こうした取組に関するポスターやパンフレットを作成し、旅行業者の販売窓口やホームページ等を通じて、旅行者への周知・啓発を図る。（平成18年度以降に措置）

2. 平時における広報活動

【改善4】ハザードマップ等の改善

災害・事故時に国民が的確かつ迅速に行動できるようにするには、発災時の情報提供に加え、国民自身が発災時の行動を平時から思い描けるようにするために広報が重要であることから、次のとおり、対応の強化を図る。

(1) ハザードマップによる情報提供の拡大・徹底

頻発する自然災害による被害を緩和するためには、堤防等の重点的な施設整備によるハード対策を着実に進めるとともに、一方で、災害情報の伝達体制や避難誘導體制の充実、ハザードマップの利用・浸透や過去の災害事例の紹介等による住民の防災意識の啓発等のソフト面での対策を行い、警戒時・災害時における住民の円滑かつ迅速な避難を促すことが重要である。

ハザードマップは、洪水、土砂災害、津波、高潮等の自然災害による被害の発生見通しと避難方法等に係る情報を、住民にわかりやすく事前に提供し、平常時から防災意識の向上と自発的な避難の心構えを涵養しようとするものであり、その作成と活用を一層促進することが必要である。

このため、次のとおり、ハザードマップに関する施策を強力に推進していくものとする。

各種ハザードマップの整備促進

災害時における被害の状況と避難方法等の情報を住民にわかりやすく提供することを目的としたハザードマップの作成・公表を行う市町村を支援する。

1) 洪水ハザードマップ

「洪水ハザードマップ作成要領」（平成17年6月 国土交通省河川局治水課通知）及び「洪水ハザードマップ作成の手引き」（平成17年6月 国土交通省河川局）に即して、洪水予報河川及び水位情報周知河川の浸水想定区域に係るすべての市町村（約1500市町村）で作成・公表されることを目指す。（平成21年度末

を目的)

このため、浸水想定区域及びハザードマップの作成状況を公表することにより作成義務のある市町村を明らかにするとともに、国・都道府県・市町村からなる協議会を開催してハザードマップ作成上の課題を共有し、市町村への技術支援を行うなど促進策を強化する。

また、平成19年度からモデル市町村において内水ハザードマップと洪水ハザードマップの総合化に着手する。(平成20年度に作成)

2) 内水ハザードマップ

「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」(平成18年3月国土交通省都市・地域整備局下水道部)に即し、浸水対策を緊急に実施すべきすべての市町村において作成・公表されることを目指す。(平成21年度末を目的)

このため、マップ作成の前提となる浸水シミュレーション等について、先進的な取組事例における考え方を市町村に助言するなど促進策を強化する。(平成18年度から実施)

3) 地震防災マップ

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年1月25日 国土交通省告示第184号)に基づき、建物の揺れやすさ及び地震による倒壊等の危険性の程度などを個々の建築物の所在地が識別可能な程度に詳細に表した地震防災マップが、すべての市町村で作成・公表されることを目指す。(平成20年度末を目的)

このため、地方公共団体に対して住宅・建築物耐震改修等事業を活用した更なる取組の強化を要請する。

4) 地震危険度マップ

「地震危険度マップ作成マニュアル」(平成18年3月)に即し、地震時の延焼の危険度と道路の閉塞等による避難の危険度を街区ごとに表した地震危険度マップを、密集市街地のうち特に大火の可能性の高い危険な市街地(東京、大阪各々約2,000ha、全国で約8,000ha)の全域で策定されることを目指す。(平成20年度末を目的)

このため、地震危険度マップの策定に対する支援措置を拡充するなど促進策を強化する。

5) 大規模盛土造成地に係る宅地ハザードマップ

地震時等に危険な大規模盛土造成地のすべてが公表されることを目指す。(平成21年度末を目途)

このため、危険な造成地を明示する宅地ハザードマップの作成マニュアルを策定する。(平成18年9月末までに策定)

6) 土砂災害ハザードマップ

土砂災害警戒区域等の指定を全国3万箇所で行う。(平成18年度末を目途)

また、「土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(案)」(平成17年7月 国土交通省河川局)に即し、土砂災害警戒区域等のうち過去5年間に大規模な災害を受けた箇所や災害時要援護者施設が立地する箇所のすべて(全国約6000箇所)で土砂災害ハザードマップが作成・公表されることを目指す。(平成21年度末を目途)

7) 津波・高潮ハザードマップ

「津波・高潮ハザードマップマニュアル」(平成16年3月9日 内閣府、農林水産省及び国土交通省)に即し、重要沿岸域を区域に含むすべての市町村(約270市町村)で津波ハザードマップが、また、すべてのゼロメートル地帯(全国で約540万人が居住)で高潮ハザードマップが作成・公表されることを目指す。(平成21年度末を目途)

東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波被害が想定される沿岸域

避難所等の見直し、ハザードマップの充実・徹底

1) 被災可能性のある避難場所等の見直し

市町村によるハザードマップの作成過程を通じ、既存の避難所や避難路等が地震、水害、土砂災害、市街地大火等によって被災することとならないか点検し、速やかに所要の見直しを行うこと

ができるよう、国と関係市町村による災害情報協議会等において必要な技術的助言を行う。(上記 のハザードマップの作成とあわせてすべての地域で見直しを行う)

2) ハザードマップの充実

洪水ハザードマップに「発災時に提供される水位等情報」と「とるべき避難行動」との関係を明示することにより、水位等の情報を受けてから避難等の行動に移るまでのリードタイムの短縮を図る。

土砂災害ハザードマップについて、主要な避難路、避難時危険箇所、土砂災害の前兆現象、前兆現象を確認した場合の連絡方法など、その記載事項が拡充されるよう、市町村への啓発等を行う。

3) ハザードマップの浸透

住民参加による実践訓練を全国各地で実施し、自ら危険な場所や避難地・避難場所等を確認することにより、発災時における迅速な行動を確実なものとする。

ハザードマップの総合化への取組

で掲げたハザードマップの作成は、災害の原因ごとの専門的な検討が前提となるため、各原因ごとにマップが作成されることになるが、その分だけ、作成・配布を行う市町村にとっての負担は重くなり、また、数多くのマップがバラバラが配布される住民にとっても活用しにくく、かつ、実践的でない。

このため、複数のマップの集約や複数原因を想定した総合的なマップ作成など、縦割り主義を排した利用者本位によるハザードマップ総合化に取り組む。

(例) 地震を原因とする被害を想定するマップ間の総合化

(例) 降雨や台風を原因とする被害を想定するマップ間の総合化

また、全国の各種ハザードマップを一元的に検索・閲覧可能なポータルサイトを設置する。

(2) 地震時のエレベーター運行方法等に関する情報提供

利用者への周知

地震時に的確に対処することができるよう、平常時から、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などの情報について、乗り場やかご内への掲示、防災訓練等を通じた利用者への周知を行う。(平成18年度以降徹底)

建物管理者等への周知

日常の管理方法、地震時の対応方法、当該建物に係るエレベーターの地震時における復旧の優先度等についての情報提供を行う。(平成18年度以降徹底)

また、官庁施設についても、施設管理者に非常時に備えた施設の運用計画策定のためのガイドライン等を提供することなどにより、非常時機能等の情報提供を行う。(中央省庁に対しては平成18年度から実施、平成20年度からは地方機関に対しても展開)

【改善5】災害・事故時に行われる情報提供についての広報

〔提供される情報及びその内容の周知〕

災害や事故が発生した際には、国民が適切に判断し、行動することができるよう、国から地方自治体へ、行政から国民へ様々な情報が発信されることとなる。

上記【改善1】から【改善4】までにもあるとおり、発信される情報量は年々増加し、情報の内容面や伝達面での工夫も充実してきている。

しかしながら、情報の発信者側である行政がどんなにきめ細かな配慮をして情報提供に努めても、発災時に地方自治体や国民自身が、有益な情報が提供されることを知らなかったり、どこで情報が得られるかを知らなければ、せっかく提供された情報が活かされないことにもなりかねない。

このため、情報提供に関する行政の取組が「画竜点睛を欠く」ことにならないよう、すべての情報提供に関する取組において、災害や事故が発生した際にどこでどのような情報が得られるかを平時からPRするよう努めるものとする。

また、様々な災害を想定した防災訓練等を通じ、関係者や国民の理解が一層高まり、災害に対する備えが十分に行われるよう取り組んでいく。

3. 事業継続計画への取組

〔はじめに〕

国土交通省のみならず、これまでの政府の防災・災害対応は、被災地・被災者向けの災害対策業務の充実に重点が置かれてきた。しかし、政府機関自身が首都直下地震に見舞われた場合、自身の態勢が十分に活動できる状況になれば、被災地・被災者向けの災害対策業務の実施はおぼつかず、また、我が国の経済・社会活動に重大な影響をもたらしかねない。

一方、平成17年9月に中央防災会議が決定した「首都直下地震対策大綱」においては、首都直下地震に固有のリスクとして、我が国全体の国民生活、経済活動への支障だけでなく、海外への波及も想定される「首都中枢機能障害」を挙げるとともに、首都中枢機能の継続性確保のため、道路、航空、港湾等のライフライン・インフラが不可欠だとしている。国土交通省は直接、これら施設の多くを所管するとともに、我が国の国民生活や経済活動に直接関わる分野を多く所管していることから、我が国の経済・社会活動の継続性確保を図る上で重大な責務を負っている。

このため、国土交通省自身が首都直下地震時において災害応急対策業務や継続を図るべきその他の重要業務を実施できるような態勢を確保することが極めて重要であり、また、国土交通省が政府全体の検討作業を待たずに我が国初の政府レベルによる大掛かりな検討に着手すれば、その試行錯誤の中で、職員の意識高揚はもとより、政府全体の検討の際に参考となる作業上の課題を明らかにすることができるものと考えた。

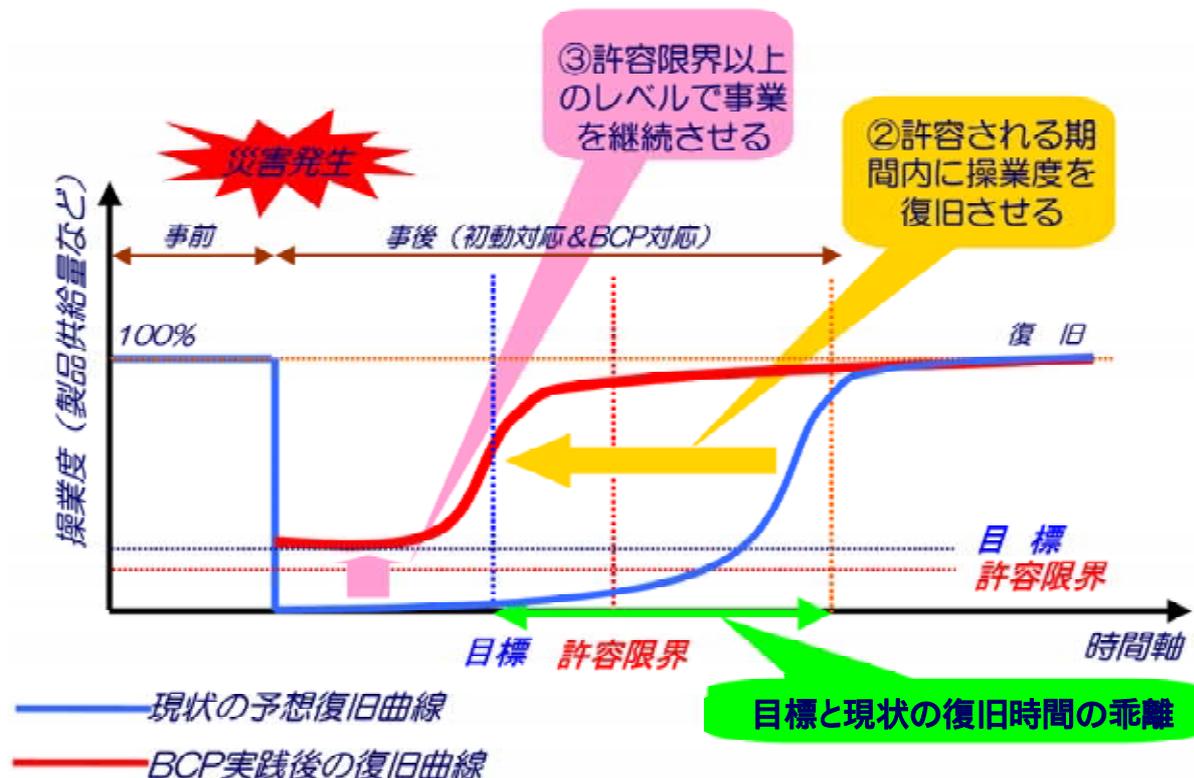
こうした認識に立って、今般、所管の業務すべてを対象として、首都直下地震の発生後に災害応急対策として実施すべき業務及び当該業務の実施に必要な事業リソース（職員、施設、機器など）の確認を行うとともに、発災後も継続又は30日以内のできるだけ早期の回復を図るべきその他の重要業務についても、対象業務の絞り込み、回復目標時間の設定、継続又は早期回復を図る上での課題の抽出、課題への対応策及び対応策を講ずる時期についての検討作業に着手した。そして、このうち災害対応業務に係る課題への対応については早急に取り組んでいくこととした。

〔事業継続計画の概念と意識の高まり〕

事業継続計画（Business Continuity Plan；以下「BCP」という。）とは、不測の事態（危機・災害）などの被害を受けても業務が中断せず、また、中断した場合も可能な限り短い期間で回復するため、残存する能力で優先すべき重要業務を実施・継続させ、許容されるサービスレベル

を保ち、かつ、中断した重要業務も許容される期間内に復旧できるよう、前もって事業リソースの準備を行ったり、災害発生時の対応方法や組織を定めたものである（概念図参照）。

事業継続計画（BCP）の概念図



（出典）中央防災会議「事業継続ガイドライン 第1版」1頁（平成17年8月1日）

従来から行われてきた防災対策は、人命安全、建物等の資産保全を目的とし、必要やむを得ざる負担として、各組織ごとに減災対策や復旧対策を講ずるものであった。

これに対し、BCPは、重要業務の継続自体を目的とし、民間企業においては、被災時の業務継続が従来の取引を維持し、場合によっては新たな顧客獲得にもつながり得る戦略的な取組であるとして、当該重要業務の系（上流工程から下流工程まで）を単位に、重要業務の特定、目標とする復旧時間・復旧レベルの設定、優先業務の継続に必要な要素の保全等を図るものである。

〔米国連邦政府における取組〕

米国連邦政府では、1999年、連邦危機管理庁（FEMA）が連邦政府の活動の継続を確保するための基本的なガイドライン（Federal Preparedness Circular；FPC65）を策定し、連邦の各機関ごとに、非常事態の際にも最

高30日間の活動を継続するための計画（Continuity of Operations (COOP) Plan）の策定が始まった。2001年9月の米国同時テロを契機に事業継続の重要性がより強く認識されるようになり、このガイドラインも、2004年に改訂されている。

同ガイドラインでは、COOP計画に最低でも盛り込むべき事項として、表3の項目を挙げている。このほか、FEMAでは、連邦の各機関がCOOP計画を策定する際の参考として、様式「Continuity of Operations (COOP) Plan Template」（同様式の目次は別紙2のとおり）及び記入要領「Continuity of Operations (COOP) Plan Template Instructions」を公開している。

表3 COOP計画の計画事項（仮訳）

重要な業務
権限の委任
権限代行の順位
代替施設
代替通信機能
重要な業務の継続に不可欠な文書、データ
要員
訓練
権限の移譲
通常業務への復旧

（出典）「Federal Preparedness Circular ; FPC65」（2004年改定；FEMA）をもとに国土交通省総合政策局作成

また、FEMAは、COOPのテストや職員への教育等に関するガイドライン（FPC66）、業務継続のための代替施設確保に関するガイドライン（FPC67）を2001年に定め、各機関による検討を促している。

FPC65では、一旦策定した計画が「絵に描いた餅」とならぬよう、訓練活動を通じて絶え間ない見直し・改善を図ることを求めている。計画書自体は、機密扱いとなっているため詳細は把握困難であるが、ガイドライン発出から3～4年が経過した2002年に行われた調査では、継続すべき重要な機能を538も挙げた機関がある一方で、3つしか挙げていない機関もあるなど、計画の策定機関によってかなりのバラツキがある模様である。そして今なお、見直し作業を行っており、計画内容の精査が続いている。

もちろん、完成した「計画書」が望ましいことは言うまでもないが、米国では、まず活動の継続を確保するために、何をしなければならない

か問題意識を持つこと、すなわち、「計画書」自体の完成を目指すことよりも、政府機関が自身の機能中断に陥った場合も如何に早く重要業務の継続・回復を図るかを考え、必要な対策を講じ、訓練等を通じて不断に見直すことの方が重要と考えられているようである。

〔我が国におけるBCPをめぐる状況〕

一方、我が国においても、2001年9月の米国同時テロも一つの契機となってBCPの有効性が認識されるようになり、世界各国の経済がサプライチェーン等により国際的に密接につながるようになってきたことを背景に、重要業務の継続を脅かすリスクへ備えることの重要性が一層強く認識されるようになってきた。さらに、平成16年以降、梅雨前線豪雨、史上最多の10個の台風の上陸、新潟県中越地震が続き、平成17年にも福岡県西方沖の地震等の地震や台風被害が発生するとともに、大規模地震についての被害想定が相次いで発表されたため、災害リスクの大きさが改めて内外で注目され、重要業務の継続対策の必要に迫られている。

このような状況変化に併せ、中央防災会議等は、平成17年以降、米国、英国等の先進諸国で普及が先行している業務継続の取組を日本でも促進すべく、ガイドラインを相次いで発表してきた。また、防災基本計画に企業がBCP策定に努めるべきことが盛り込まれた。このため、各地における企業・団体にも事業継続のための取組の必要性に対する認識が一層広がってきている。

さらに、中央防災会議は、「首都直下地震対策大綱」において、首都直下地震に備え中央政府の事業継続対策の必要性を指摘し、「首都中枢機能は、特に発災後3日間程度の応急対策活動期においても、途絶することなく、継続性が確保されることが求められる。」とし、「首都中枢機関は、発災時の機能継続性を確保するための計画として事業継続計画を策定する」ことを位置づけた。これを受け、内閣府防災担当では、中央省庁版BCPガイドラインを策定し、これを各機関に示して、各機関ごとのBCP策定を促す予定となっている。

〔首都直下地震対応のものを国土交通省が取り組む〕

国土交通省は、所管の業務すべてを対象として、自らが首都直下地震に見舞われ、機能が停止、低下した場合に、災害応急対策として実施すべき業務及び当該業務の実施に必要な事業リソースの確認を行うとともに、平時から行われている業務であって中断の長期化が社会に多大な影響を及ぼす重要業務の絞り込み、当該業務に係る回復目標時間の設定、業務継続を図る上での課題の抽出、課題への対応策及び対応策を講ずる

時期についての検討作業に着手した。

〔「一里塚」の意義と今後の取組〕

これらの作業は、国土交通省BCPの策定に向けた一里塚というべきものであって、最終的な成果となるものではない。

しかし、業務継続計画の策定に向けて全省的な検討に着手し、作業を進めたことによって、自身の業務継続のための態勢に課題が存することを認識し、対策の必要性を意識する貴重な機会となった。

今後、地方支分部局をも含め、今回の作業内容の精査・拡張を続け、できるだけ早期に国土交通省BCPの策定を目指していく。そして、一旦、計画が策定された後も、訓練結果等を踏まえて不断の見直しを行っていくものとする。

【取組1】国土交通省の首都直下地震応急対策業務のBCPの策定

〔基本方針〕

首都直下地震発生後、BCPに定められた事項の実行（BCPの発動）によって、

- イ 被災地・被災者を対象とした応急活動に万全を尽くす。
- ロ 国民の社会生活や民間の経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に役立つ（特に、従来明示的に考慮してこなかった地方自治体や民間経済の活動の継続にも適切な配慮を行う）。

〔想定リスク、基本的な被害想定〕

BCPの前提となる想定リスクは、今回の検討においては、首都直下地震の発生とする。

これによる基本的な被害想定は、国土交通本省については、相当程度の耐震性が確保されていることを踏まえ、庁舎自体に大きな損傷を受けることはなく、庁舎内部の設備等も壊滅的な被害を受けることはないものとするが、庁舎外の周辺地域に相当の被害が生じることを想定し、職員の参集など人的資源や物的資源には一定の制約が発生することを見込む。また、地方支分部局についても、今回の検討ではとりあえず本省と同様の想定をした。

(1) 継続実施が必要な重要業務

まずもって実施すべき業務

- 「首都直下地震応急対策活動要領」に定める応急対策活動 -

首都直下地震の発生時に国土交通省が果たすべき防災業務に係る役割は、「首都直下地震応急対策活動要領」において明示されており、今後、更に具体的な活動内容に係る計画が中央防災会議幹事会申し合わせにより定められる予定となっている。

その役割は、別紙3のとおりであり、次の主要項目から構成されるものである。

- 政府及び国土交通省の災害対応体制の構築
- 情報共有体制の確立
- 発災当初の活動体制
- 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
- 応急収容活動
- 帰宅困難者対策のための応急活動
- ライフライン施設の応急対策活動
- 二次災害の防止活動
- 自発的支援の受け入れ
- 交通ネットワークの復旧

「国土交通省防災業務計画」では、災害が発生した場合については、国土交通省が行うべき防災業務の基本となるべき事項について定めており、以上の項目の多くは既に想定されている。国土交通省の本省や地方支分部局等が首都直下地震に見舞われた場合に、国土交通省が実施すべきこれらの応急対策業務は、この防災業務計画に基づき、全力を挙げて最優先で取り組むべきものであり、後述する一般継続実施業務のうち特に継続実施が不可欠とされた業務と併せ、限られた人的・物的資源をまずこれらの業務に集中的に投入する。

(参考) 首都直下地震応急対策業務の例

今回の検討作業の中で、首都直下地震時の被災地向け応急対策業務として継続を図るべきとされた主な業務は次のとおりである。

- ・ インフラの使用可否に関する情報提供、早期復旧
- ・ 被災情報の収集提供、応急対策に係る連絡調整
- ・ 国・自治体への要員・資機材等の技術支援（ライフラインの

被災状況調査や応急対策等のための広域的な技術支援等)

- ・ 余震、降雨等の情報の的確な把握、伝達
- ・ 地殻変動の緊急解析、空撮等による災害状況図・対策用地図の作成
- ・ 民間建物・宅地の応急危険度判定支援
- ・ 被災地における緊急輸送体制の構築
- ・ 被災者の居住の安定
- ・ 国土交通省情報ネットワークの機能の維持

地方自治体や民間の活動継続への寄与

の応急対策業務の一環として、「地方自治体や民間活動等を中断させず、早期の回復に寄与する」という配慮も行う必要があり、こうした観点から、平時から所要の対策を行いつつ、次に掲げる業務の継続実施を図っていく。

1) 広域的な技術支援のための行動計画の策定等

イ 技術支援の行動計画

被災地においては、ライフライン（道路、下水道等）の被災状況の現地調査、応急対応、災害復旧工事を短期間かつ広範囲に実施することが求められるものの、現地における災害対策の中心となるべき地方公共団体には、技術的知見を有する職員が一般に不足しているため、十分な対応が困難であることが想定される。（さらに、市町村では、避難住民の対応に追われ被害状況の調査さえままならないことが多い。）

このため、関係地方公共団体等とも協議・調整を行い、首都直下地震が発生した場合における広域的な技術支援の行動計画を次の事項について予め定め、発災時の迅速かつ円滑な技術支援業務の継続実施を図る。

- 技術職員や防災エキスパート等の専門家を迅速に派遣するなど、効果的な自治体支援の在り方
- 災害対策用の資機材リストのデータベース化と広域的な運用の在り方

公共土木施設等の被害情報の迅速な収集等をボランティアとして行う制度で、阪神・淡路大震災を契機に発足。

□ 平時からの技術情報の提供

次のとおり、発災時における自力対応に資する平時からの技術情報の提供を積極的に行うことにより、発災時に「優先すべき箇所」へ重点的・効率的に技術者を配置できるようにし、迅速かつ円滑な技術支援業務の継続実施に寄与する。

- 国民に重要な行政サービスを提供している各省庁国家機関に対し、当該機関のBCP作成に当たって必要となる各機関の施設データ(耐震性能、非常時の設備機能等)や災害時対応マニュアル等を提供し、各機関の施設管理者への助言・指導等を行う。(中央省庁に対しては平成18年度から実施、平成20年度からは地方機関に対しても展開)

2) 発災後におけるインフラの民間利用

首都直下地震の発生時におけるインフラ利用は、人命救助や被災者支援のための活動に優先的に供されるべきであるが、一方で、平時から国民の経済社会活動の基盤となっているインフラができるだけ早い時期に民間企業等の活動に供されれば、発災後の民間活動の継続や早期回復に大きく寄与することとなる。このため、首都直下地震が発生した後のできるだけ早い時期に一般利用が可能なインフラを確保するとともに、その情報を明らかにするよう取り組んでいく必要がある。

様々なインフラの中でも、道路は、国民の経済社会活動の早期回復や企業のBCP策定においてニーズが強い。災害時において救助・救援活動や緊急物資輸送等を担う緊急輸送道路は、耐震化対策や被災時の啓開が優先される道路であるが、発災時には、災害対応が優先されることから、一般の通行が規制される場合がある。しかしながら、応急対策等が一段落し、通行規制が順次解除されるに従い、国民の経済社会活動の継続のための重要な基盤として機能することにもなる。

このため、緊急輸送道路について、耐震化対策として、平成19年度末までに橋梁の耐震補強に取り組むとともに、発災時の災害応急対策後における国民経済社会活動の基盤となりうる道路として、橋梁耐震補強の取組状況を示した「緊急輸送道路の橋梁耐震補強マップ」を活用し、平時から積極的な情報提供を行っていく。

3) 民間企業の事業継続のための暫定的な公物利用

首都直下地震後の災害応急対策として安全性が確認された河川敷や公園等を一時的にテント村として使用させるための業務がある（新潟県中越地震の場合等）が、これを一歩進め、民間の経済活動の継続、国民の社会生活の中断回避という観点から特に必要な業務については公物の民間使用を暫定的に認め、公物管理者として民間の事業継続に寄与しうる余地はないか検討し、その結果に応じて当該業務の継続実施を図る。

(2) 応急対策業務の継続実施のための重要要素の確認と対応

今般、上記(1)の首都直下地震応急対策業務の実施を図る上で重要要素を総点検した結果、次の表4左欄のとおり、業務実施に向けての課題が浮かび上がった。これらの課題については、直ちに同表中欄の方針を定めるとともに、可能なものは直ちに着手し、また、予算措置や関係者調整が必要なものは計画的に対応するとの方針で、同表右欄のスケジュールにより速やかに対応を進めていく。

表4 首都直下地震応急対策業務の実施に係る課題と対応

【庁舎耐震関係】

点検で浮かび上がった課題	対応方針	対応時期
庁舎の耐震診断と耐震化 災害対策業務等を実施する庁舎の耐震性の確保の確認	2号館 3号館とも阪神・淡路大震災レベルでも倒壊しない耐震性を確保していることの確認	確認済み

【ライフライン関係】

点検で浮かび上がった課題	対応方針	対応時期
非常用電源の必要な機器への供給確保 限られた非常用電源を電灯、電話、OA機器等どう供給するかを発災時に個	非常時にも電源が自動供給されるコンセント（非常用電	平成18年度中に措

<p>々に判断する仕組みとなっており、いざというときに適切な配分ができないおそれ。</p>	<p>源コンセント)を増やした上で、限りある非常用電源を有効に活用できるよう、非常時にも使用する必要がある機器を各部署ごと検討し、当該機器を優先して非常用電源コンセントへ接続し直す。</p>	<p>置</p>
---	---	----------

(参考) 電力供給の継続対策

現在の行政事務においては、OA化、情報化が進展しており、事務用のパソコン、プリンター、FAX、コピー、メール、電話等の事務機器から、災害に係る画像情報の伝送に用いる情報通信ネットワークに至るまで、電力供給なしにはその継続が著しく困難である。このため、今回の総点検において、本省への電力供給の継続対策についても確認を行ったところ、概要は、次のとおり。

中央防災会議が決定した機能目標と対策

「首都直下地震対策大綱」では、首都中枢機能を担う中央省庁の設備（情報通信施設、災害応急対策支援システム、照明）に対しては、電力の供給を途絶させないようにし、仮に停電した場合でも、1日以内に供給できるようにするとの機能目標を設定するとともに、その達成に向け、ライフライン事業者はライフラインの多重化と拠点施設の耐震化を進め、ライフライン拠点施設が万が一被災した場合は優先的に復旧すること、首都中枢機関自身は供給系統の多重化と非常用電源を確保することを定めている。

電力会社からの供給

を受け、電力会社では、多重ルート化や、拠点施設の耐震性の再評価と必要に応じた耐震強化を進めており、停電になる可能性は非常に低いものと想定されている。また、万が一、停電になった場合には、発電機車等により応急送電を実施する方針となっている。

なお、中央防災会議がとりまとめた被害想定においては、発災後1日目で約13%、2日目で約11%、4日目で約6%（いずれも東京都内）が停電状態にあるものと予測している。

国土交通省自身による非常用電源の確保

平常時よりは劣るものの、相当規模の電力供給が可能な非常用電源を本省で複数確保しており、確保済みの燃料だけでも3日間の連続運転が可能である。さらに、燃料の補給なしでも1週間の連続運転が可能となるよう改修中である。災害対策の拠点となる防災センターでは、照明、コンセントともすべて利用可能となっている。

【内外との連絡・通信手段関係】

点検で浮かび上がった課題	対応方針	対応時期
<p>ブロック内の地方支分部局間の防災情報共有</p> <p>同一地方ブロック内の地方支分部局間で映像等の防災情報を十分に共有することができず、支分部局間が連携した迅速な対応に支障がある。</p> <p>地方整備局、地方運輸局、地方航空局、管区气象台、管区海上保安本部等</p>	<p>同一地方ブロック内の地方支分部局間を接続し、映像等の防災情報の共有を図る情報ネットワークを構築するとともに、既に構築している地方自治体等との情報ネットワークとも連携して防災情報共有体制の強化を図る。</p>	<p>平成20年度までに措置</p>
<p>本省と地方支分部局間の情報ネットワーク</p> <p>本省の情報ネットワークが被災すると、本省と地方支分部局間だけでなく、同一地方ブロック内の地方支分部局間も含め、全国的に電子メール通信等の情報交換が継続停止する。</p>	<p>本省の情報ネットワークが被災した場合のバックアップ拠点を首都圏以外に整備するとともに、地方支分部局とバックアップ拠点を結ぶ情報ネットワークを構築することにより、ネットワークの冗長化を図る。</p>	<p>平成18年度から着手</p>
<p>電話の機能確保</p> <p>通常の電力供給が停止した場合、主に4階以上では使用できる電話と使用できない電話が混在。</p>	<p>非常用電源使用時にすべての電話を使えるようにする。</p>	<p>平成18年度中に措置</p>

【バックアップ施設】

点検で浮かび上がった課題	対応方針	対応時期
バックアップオフィス 災害対策本部が置かれる「防災センター」の代替施設の確保	平成17年度に点検を行った防災バックアップセンターを整備	平成18年度に整備着手
防災バックアップセンターの運営 防災バックアップセンターにおける災害対策本部の運営方法の具体化	防災バックアップセンターへの移行方法、他機関との連絡体制を定めたマニュアルを作成。	平成18年度から着手

【人員体制、指揮命令系統】

点検で浮かび上がった課題	対応方針	対応時期
本部長代行の明確化 災害対策本部の本部長代行者が明確でなく、発災時に話が生じるおそれ。	自然災害及び事故災害に係る本部長代行となる官職の順位を明確化。	平成18年6月中に措置
職員の参集 重要業務の担当者でも参集困難か、時間を要することが想定。	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理宿舎入居者以外の職員の参集可能時間帯等を予め把握 参集に必要な時間を踏まえて参集すべき者を再検討 効率的に人員を配置する方策を具体化 	平成18年度から着手
職員、家族の安否確認 安否確認のための統一的な方策が講じられていない。	確認体制を確立し、災害伝言ダイヤルの活用など統一的	平成18年度から検

(3) 今後の検討課題

今後、上記の〔基本方針〕、〔想定リスク、基本的な被害想定〕(1)及び(2)を踏まえ、かつ、後述する一般継続実施業務のうち特に継続実施が不可欠とされた業務に充当する事業リソースをも勘案して、個々の応急対策業務ごとの課題や対策も精査しながら、首都直下地震の発生を想定した応急対策業務の実施のための国土交通省BCPの作成作業を進める。

この国土交通省BCPの作成作業を進めるに当たっては、地方支分部局等も含め、災害被害の軽減のための庁舎の耐震性確保、執務室内における什器類の固定、庁内情報ネットワークの確保対策等について検討する。

【取組2】国土交通省のその他業務のBCPの策定

(1) 基本的考え方

国土交通行政には、首都直下地震が起こった場合、被災地での応急対策業務以外にも、国民の社会経済活動を支えるため、災害応急対策業務と同程度に、又はこれに次いで、継続や早期回復実施が不可欠な業務（以下「一般継続実施業務」という。）がある。国民の生命・安全の維持のため常時実施することが必要な業務が典型である。

首都直下地震直後においては、国土交通省として活用可能なライフラインその他の人的・物的資源が平時に比べて大きく限定されることが予想される中、平時は行われていない応急対策業務の実施が必要となり、これへの相当程度の事業リソース投入を迫られる。このため、投入可能な資源の増強を図りつつ、首都直下地震応急対応業務と同程度に継続又は早期回復が不可欠な一般継続実施業務、これに次ぐべき業務といったように、当該業務の「緊急度」に応じて継続実施を図るべき範囲を設定していくことが必要である。

(2) BCPの策定が求められる一般継続実施業務

首都直下地震対策業務として国土交通省が果たすべき役割は「首都直下地震応急対策活動要領」で明らかにされ、さらに中央防災会議幹事会において具体化されるのに対し、一般継続実施業務については、国土交通省において、当該行政サービスの関係者の意見等も踏まえつつ、業務の重要性、緊要性等を勘案して自ら対象業務を絞り込まなければならない。その際には、各担当者レベルから積み上げながら、最終的には組織のトップによる総合的な判断が必要である。

今回の一次的な検討作業の中で、一般継続実施業務に相応しいものとして仮抽出した業務の例は、(参考)のとおりである(その範囲の確定は、今後の議論によるべきところが大きく、引き続き議論と検討を重ね、精査することが必要である)。

(参考) 一般継続実施業務の仮抽出結果(例)

(注) 仮抽出されたこれら業務には、緊要度に差があることから、一般継続実施業務とすべき業務の範囲は、今後更に議論と検討を重ね、精査することが必要である。

<継続・早期回復が必要な業務>

- ・ 広報・報道業務
- ・ 道路、河川等の巡視、通行規制・水位等の情報提供
- ・ 港湾EDIシステムの管理・運営業務、開発保全航路の啓蒙業務
- ・ 空港・管制機能の確保
- ・ 水質事故対策、支払
- ・ 地震・火山関係業務、気象予報・警報業務、気象観測業務
- ・ インターネットによる地図及び基準点情報の提供
- ・ 海上における治安の維持

<許認可等業務> - 早期回復が必要だが、代替処点での継続も策する業務

- ・ 建設業・宅建業の許認可・指導監督
- ・ 旅行業の新規登録、更新登録、変更登録
- ・ 旅行業去に基づき旅経管理研修を実施する登録研修機関の新規登録、登録更新
- ・ 自動車登録検査電子情報処理継続関連業務
- ・ 公共交通機関地における船舶検査業務の確保
- ・ 船舶自動車事業開始届出等の受理
- ・ 地図の使用承認等

(3) 一般継続実施業務を確保するための事前対策（統一方針）

一般継続実施業務を継続実施（又は早期回復）させるためにあらかじめ講ずべき対策に投入しうる資源が限られていることを踏まえ、より早期に対策を講じておくべき業務（第一類）と当該業務よりは緊要度が低い早期に対策を講じておくべき業務（第二類）の2区分に分けて整理を行う。

より早期に対策を講じておくべき「第一類」の業務についての対策は、各業務ごとに設定する回復目標（例えば、発災後3日以内に平常時の行政サービスの8割程度までの回復を目指す等）どおりに継続実施を図れるような態勢ができるだけ速やかに、遅くとも概ね5年以内に整うよう行うものとし、その事前対策の内容をBCPに盛り込む（必要なものについては、平成19年度に向けて予算要求等を行う）。

「第二類」の業務については、首都直下地震応急対策業務及び「第一類」の業務に係る対策を優先しつつ、回復目標どおりの継続実施を図るための態勢整備の半分が概ね5年以内に進捗するよう、その事前対策の内容をBCPに盛り込む。

なお、講ずべき事前対策の検討に当たっては、被災地以外での代替拠点において、当分の間、業務を実施すること（権限を移譲することを含む。）も選択肢として想定する。

（注）内閣府防災担当においては、「首都直下地震対策大綱」で首都中枢機関がBCPを策定すべきとされたことを受け、関係各府省がBCPを策定する際に参照すべきガイドラインを平成18年度中を目途に明らかにするとしている。このため、このガイドラインにより政府統一的な整理・作業方針が示された場合には、このガイドラインに即して所要の見直しを行うことが必要となる。

(4) 主な一般継続実施業務に係るBCPの策定例

(3)の統一方針による「第一類」、「第二類」ごとの主な業務及び講じておくべき事前対策は、次のとおりであり、今後、この整理に従って必要な事前対策を着実に実施していく。

これらは、主な業務に係る取組例であり、今後、一般継続実施業務の更なる洗い出しや絞り込み等を行って、必要な事前対策の明確化と着実な実施を図っていくこととする。

「第一類」の業務

（回復目標を達成できる態勢ができるだけ速やかに、遅くとも概ね5年以内に整うよう事前対策を講じておくべき業務）

業務の内容	回復目標時間	事前対策の内容と時期
地震・火山関係業務、気象予報・警報業務、気象観測業務	可及的速やか	次世代気象情報通信網及びアメダスデータ等統合処理、気象レーダー観測処理、地震津波監視の各システムの整備において、本庁以外の気象台にバックアップ機能を整備。（平成21年度）
河川情報システム	可及的速やか	全国の河川情報を集約・提供するシステムを東京・大阪で整備済みであり、東京のデータセンターが被災しても、継続的な情報提供が可能な体制を構築済み
海上における治安の維持	可及的速やか	発災後、治安の維持に必要な体制の確保については対策済み
空港・管制機能確保	1時間以内の被災状況確認、3日以内の運用開始	主要空港への多機能型地震計の設置等による点検復元の迅速化、空港・管制施設の耐震性強化による空港・管制機能の継続性確保。（平成23年度まで）
電子国土Webシステム	数時間以内	都内データセンターから提供し、国土地理院でバックアップをとっているが、首都直下地震で都内データセンターが被災した場合でも、大阪のデータセンターから提供する体制を構築する。（平成19年度

		中に実用化)
自動車登録検査電子情報処理組 織関連業務	数時間以内	当該システムはバックアップ センタを設置済みであり、今 後の予定としては、平成18年 度中に被災時の対応演習を行 うことを計画中である。
道路・河川等の巡視業務	可及的速やか	発災後における応援、支援シ ステムの構築を図る (平成19年度)
港湾EDIシステムの管理・運 営業務	1週間以内	港湾への船舶の入出港等に関 わる港湾関連手続きを行うシ ステムであり災害発生時にお いてもシステムの継続性を確 保するため、備蓄データのバ ックアップ等の実施を目指 す。(平成23年度を目途)
開発保全航路の啓開業務	可及的速やか	災害発生時における、整備局 内、関係機関との連絡体制の 強化を図る。(平成19年度末 を目途)
旅行業の新規登録、更新登録 変更登録	1週間以内	災害等発生時における地方運 輸局等による登録業務の代行 措置(平成18年度)

(注) これらは、現時点での主要事例であり、今後の整理の結果、
見直しがありうる。

「第二類」の業務

(回復目標を達成できる態勢整備の半分以上が概ね5年以内に進捗
するよう事前対策を講じておくべき業務)

業務の内容	回復目標時間	事前対策の内容と時期
GPS連続観測システム(GE	1日以内	首都直下地震時にも、無停電

ONET)の観測データの提供		装置等により電子基準点観測データが途絶えることのないようにし、さらに国土地理院が被災した場合でも、データを提供する体制を構築する。(平成23年度を目途)
公共交通遮断地における船舶検査業務の確保	1週間以内	併任発令を柔軟かつ迅速に実施し、交通手効確保されている管轄区域外の地方運輸局等からの応援検査を実施する。体制の確保については対策済み。
船舶通航事業開始届出等の受理	1週間以内	災害発生時における本省・運輸局間の連携体制について整備する。(平成18年度)
旅行業法に基づき旅程管理研修を実施する登録研修機関の新規登録 登録更新	1週間以内	災害等発生時における地方運輸局等による登録業務の代行措置(平成18年度)

(注)これらは、現時点での主要事例であり、今後の整理の結果、見直しがありうる。

(5) 一般継続実施業務のBCP策定に当たっての留意事項

一般継続実施業務のBCPの策定に際しては、次の事項に留意することが必要である。

継続実施すべき業務の具体的な絞り込みについては、当該業務の中断が国民の社会経済活動に与える影響の大きさ等を踏まえてはっきりとしたメリハリをつけるとともに、関係者の意見等も踏まえて判断することが必要である。

国土交通省として活用可能な電力、食料等の資源は限られているため、前述した首都直下地震応急対策業務の実施のために充当する事業リソースをも勘案して、一般継続実施業務の絞り込み及び優先順位の設定、当該業務に充当可能なリソース等との整合性を確保す

る必要がある（絞り込まれた一般継続実施業務に応じて、首都直下地震応急対策業務の実施のためのBCP作成作業上の課題と同様に、施設やライフライン、通信設備等の資源の増強等を検討・実施する）。

一般継続実施業務については、首都直下地震対策業務とは異なり、担当職員に特別の宿舍等の手配はなされていない場合があることから、実際の被害の大きさを想定し、現実に参集可能な職員（平時は他の業務を担当する職員の応援を含む。）により継続実施を図る計画にする必要がある（絞り込まれた業務に応じて、部局内や部局間で人員を補う体制や、参集体制の確保等の対策を実施）。

本省における人員・資源の不足に対処するため、できる限り地方整備局等の出先機関に業務を移管することや、関東地方の出先機関の業務を他の地域に振り分けることも検討する必要がある。

米国連邦政府の各機関が作成しているCOOP計画は、「対外厳秘」とされているが、国土交通省のBCPについても、業務の内容等に応じ、公表の適否を的確に判断する必要がある。

【取組3】スパイラルアップと業務継続に関する枠組み

上記の【取組1】及び【取組2】によりBCPが策定された後も、訓練結果等を踏まえて不断に見直しを行っていくとともに、「BCP策定 訓練・実践 必要な見直し」という一連の取組を持続的に行っていくため、業務継続の取組のための基本的な枠組みを明らかにする。

さらに、今後、業務継続についての職員の意識高揚、関係する知見の蓄積を着実に図っていく。

（1）スパイラルアップ

今後、次のような手法及び観点から、国土交通省BCPの策定及び見直しを行っていく。

当面、関係者による議論と調整を通じ、今回の一次的な検討作業の内容について精査・見直しを行い、バランスのとれた具体的な計画となるようにする。（別紙4の様式による個別業務ごとの回復目標期間の設定、課題抽出、対応策の整理など）

内閣府防災部門から統一方針（中央省庁版BCPガイドライン（仮称））が示されたときは、これに従って国土交通省BCPの見直しを行う。

及び の取組を行う期間も含め、実践的な訓練活動や定期的な監察結果から得られる知見を活用し、国土交通省BCPの見直しを行っていく。

国土交通省の業務が本省だけで完結することは稀であり、地方支分部局や事務所等と一体となって重要業務を遂行していることを踏まえ、地方支分部局や事務所等のBCP（又は本省から事務所等まで一体のBCP）の策定を進める。

今回の作業は、首都直下地震を想定し、本省及び地方支分部局の庁舎自体は大きな損傷を受けないとの被害想定で行ったが、今後は、被害想定拡大、想定するリスクを他の災害や事故等へ順次拡大し、BCPの拡充を図る。

具体的には、被害想定拡大としては、本省の庁舎等が使用不能になった場合における防災センター以外のバックアップオフィスの確保やその運営方法、通常の勤務地とは異なる参集場所の在り方、国土交通省ホームページのバックアップ等の対策の在り方についても併せて検討する。

（２）防災業務計画の改定等

「国土交通省防災業務計画」では、災害が発生した場合については、国土交通省が行うべき防災業務の基本となるべきルールを定めている。現行の計画にも、災害対策本部の設置や代替施設の確保など防災業務の継続に必要な事項は定められている。

しかしながら、業務継続のために取り組むべき事項が体系的に位置づけられておらず、したがって、業務継続のための具体的な措置についても体系的に整理されていない。また、防災業務についての記載はあっても、一部の許認可業務を除き、災害時に継続が必要となる防災業務以外の一般継続実施業務についての記載はない。

このため、防災業務計画を速やかに改定し、国土交通省の活動機能が低下した場合でも、業務継続ができる体制の整備を位置づけることにより、業務継続に向けた国土交通省の取組に関する基本的な

枠組みを確立させるとともに、これに基づき、必要な対策等を具体化したマニュアル類の策定を進める（概ね5年以内を目途）。

【取組４】民間企業によるBCP作成促進

民間企業は、本来、ある製品やサービスを顧客に契約どおり供給することが期待されており、その原因となるリスクの種類を問わず、企業の機能停止に備えて本来業務を継続させ、あるいは早期に復旧させるための計画や戦略を持っておく意義は大きい。

さらに、近年、企業の事業領域の拡大や情報化の進展等に伴う影響範囲の拡大に従い、株主、従業員、行政、取引先などの関係主体が増加するとともに、厳しい国際的評価にさらされることも増えている。

この結果、リスクの発生により企業の機能が停止するおそれがあることは、株主や投資家などの市場から日常的な信頼を得られず、ひいては取引先からの信頼を失う原因にもなりかねない。また、実際にリスクに遭遇し企業が機能を停止すれば、その企業が一員となっているサプライチェーン全体を止めることとなり、防災業務を行う行政を含め、他の主体の活動に多大な影響を及ぼすこととなる。

このような基本認識を前提としつつ、次のとおり、民間企業によるBCP作成を促進していくものとする。

（１）災害時の応急対策の実施上必要な関係者のBCP

建設業者

建設業者は、安全で安心な国民生活の基盤である住宅・社会資本整備の直接の担い手であり、経済の早期再生のカギを握っているといっても過言ではない。災害が発生した場合、建設業者は、必要な工事の継続に加え、応急的対応や災害後の復旧活動にも対応する必要がある。

例えば、災害時の協力活動について地方公共団体と協定を結んでいる建設業者は、道路の啓開等の応急活動に直ちに当たることが期待されており、災害後の迅速な対応も企業の社会的責任（CSR）の一部である。また、過去に自社が建設した建物・構築物の安全性をチェックするニーズにも対応する必要がある。

しかしながら、建設業者自身が被災することも当然に想定される中、応急復旧を行うための人員や建築物、工作物の安全確認ができる建設技術者の配分計画、資機材の確保計画、さらには専門工事業者等関連事業者との連携等が十分でなければ、国・地方公共団体や企業の安全確認・復旧活動を遅らせ、他の企業のBCPの発動に齟齬をきたすことになる。

既に建設業界において、BCPを策定する個々の建設業者を対象

とした建設業版BCPガイドラインの策定が進められているが、政府としても、先進的な取組事例をホームページ上に紹介する等、建設業者によるBCP策定を促進するための方策を検討し、実行する。

運輸事業者

「首都直下地震応急対策活動要領」においては、発災後において、緊急物資の輸送や負傷者の緊急輸送などを担う自動車運送事業者、海運事業者、航空運送事業者等の運輸事業者に、重要な役割が期待されている。

また、新潟県中越地震の際に明らかとなったように、支援物資の円滑な配送を確保するため、物流専門家の助言等が必要とされている。

このような役割を果たすべき運輸事業者においては、首都直下地震に見舞われた場合でもある程度の事業を継続するための態勢確保が求められることから、BCPガイドラインの周知等により各事業者ができる限りBCPを策定するよう働きかけを行う。

さらに、高速バス等が発災後のできるだけ早い時期に鉄道等の代替輸送を行うことができるよう、また、貨物自動車運送事業者が被災地の物資輸送などを円滑に行うことができるよう、平時から、これらの事業者に付加的な負担が生じないよう配慮するとの考え方のもと、交通規制区域内の通行に関し、警察当局など関係機関との協議を行っておく。

エレベーターの保守会社

大規模地震時に発生したエレベーターの閉じ込めや故障・損傷にできるだけ早期に対応するためには、エレベーター保守会社の機能継続が欠かせないことから、保守会社においてできる限りBCPの策定が進むよう関係団体等を通じて働きかけを行う。

また、一般車両の道路通行が規制された場合でも、エレベーター保守会社の保守員が通行制限を受けて閉じ込め等の発生現場への到着が遅れることがないように、平時から、エレベーター保守会社の車両について、事前に緊急通行車両の確認を受けられるよう、関係機関と調整を行う。

通信事業者等の受託企業

サーバの管理など被災時であっても国土交通省の機能継続に必要な

な業務を受託している企業が被災することによって国土交通省の機能継続に支障が生じることのないよう、継続を図るべき重要業務の受委託に当たっては、受託企業にBCPの策定を要請するとともに、今後の再調達の機会を捉えて、BCPの策定を契約条件とするよう改める。

(2) 多数の関係者が一体となったBCP策定

港湾の機能継続は、社会資本としての港湾（航路、岸壁等）の機能だけでなく、船舶の運航を行う海運事業者や荷揚げ・荷捌き業務を行う港湾運送事業者の機能、税関・出入国管理・検疫（CIQ）の機能、さらには港湾に接続する主要道路の通行機能などチームワークが整って初めて継続を確保することが可能となる。

このため、港湾管理者自身としてBCPを策定するだけでなく、一連の関係者が一体となってBCPを策定することが港湾機能の継続を図る上で不可欠であることを踏まえ、港湾ごとに協議会を設置するなど関係者間で協議を重ねることにより、各関係者がそれぞれBCP策定に向けた検討を行う。

東京湾の主要港湾について、首都直下地震を念頭に置き、各関係者と連携して、協議会等を設置して検討を行い、平成19年度末を目途にBCPを策定する。なお、川崎港東扇島の基幹的広域防災拠点については、平成20年度の供用開始に向けて、平成18年度中に素案を策定し、これを基に訓練を実施した上で、平成19年度末を目途にBCPを策定する。

(3) 所管業界におけるBCP作成の促進

災害対策基本法の指定公共機関であり、防災業務計画の策定が法令で求められ、おおよその業務継続プランが整備されていると考えられる電力、通信、ガス等のライフライン企業や金融機関は格別、これら以外の産業においては、BCPの必要性の認識はさほど高くないと考えられる。

こうした状況を踏まえ、中央防災会議においては、産業横断的な事業継続体制の底上げを目指し、平成17年8月、「事業継続ガイドライン（第一版）」を作成し、その周知を図ることによって企業によるBCP策定を促進するとともに、より多くの企業が同ガイドラインを活用することとなるよう、業種別・企業規模別のガイドライン作成を進めている。

我が国経済の活動水準を早期に回復させ、国民の社会生活や国際競争力にできる限り影響を与えないようにすることが望ましいことから、(1)及び(2)の取組に加え、不動産業、宿泊業など国土交通省所管の関係事業者に対し、業務継続に向けた取組が特に重要であることを機会あるごとに伝え、当該企業によるBCP策定について働きかけを行っていくものとする。

(参考) 社団法人不動産協会及び社団法人日本ホテル協会は、業種・企業規模別の詳細を反映させた「事業継続ガイドライン」の充実を図るために内閣府(防災担当)が設置した「企業等の事業継続・防災評価検討委員会」にオブザーバー参加し、所要の検討を進めている。

また、このほか、国土交通省所管団体では、社団法人全国建設業協会及び社団法人日本建設業団体連合会もオブザーバー参加している。

4 . 自助・共助・公助の機能強化 ～地域の防災力の再構築～

【取組5】地域の防災力の再構築

少子高齢化、旧来型の地域コミュニティの衰退、都市構造の変化などの社会的状況の変化を踏まえて、多様な主体の参加による水防体制、平常時から地域ぐるみの様々な防災活動や防災教育、広域的な支援体制などの展開により、次のとおり、自助、共助、公助のバランスのとれた地域の防災力の再構築を図る。

(1) 水防体制

水害防止を図るためには、「治水事業」と「水防活動」が車の両輪となっているが、水防活動の中核を担ってきた水防団においては、地域住民の水防意識の低下等の社会状況の変化を背景として、水防団員の減少や高齢化に伴う参集人員不足、水防に関する知識・技術の伝承に対する不安といった様々な課題をかかえていることから、水防体制を強化するために、次の取組を行う。

水防活動の技術向上

技術力の高い水防専門家を人材登録し、水防団等が行う訓練・講習会に講師として派遣する仕組みを構築することにより、水防団等の技術力向上を支援する。あわせて、人材登録された水防専門家をネットワーク化し、このネットワークを通じて水防活動に関する新技術の普及促進を図る。（平成18年度中に実施）

情報共有による水防活動の効率化

河川の増水時において、上下流の水防団等、水防管理団体及び河川管理者の間で、水防団等の活動状況や各水防団等が保有する資器材等に関する情報を共有化する仕組みを構築することにより、各水防管理団体等が、水防活動、避難活動のタイミングの適切な把握や、水防資器材の融通を行えるようにする。また、市町村を越えて活動するNPO等への災害対策機械の貸与について検討を行い、広域的な水防活動を支援する。（平成19年度までに実施）

まるごとまちごとハザードマップの全国展開

洪水時の適切な避難行動を確保するため、市街地に想定浸水深や避難場所等を表示することによって日常から避難意識を高める取組を全国各地で実施展開する。（平成21年度までにすべての国管理河川の流域で実施）

防災教育の強化

防災教育を強化するため、学校教育等の場で「マイ・ハザードマップ」（校区等ごとに自ら避難路や危険地域等を確認しながら書き込んで作成するハザードマップ）を作成する取組を平成18年度からモデル地域で実施し、全国各地へ展開する。

水害避難ビル（仮称）の活用

ゼロメートル地帯等における洪水・高潮や、大規模地震に伴う津波の発生に際し、遠くの避難所よりも身近にあるビル等の開放により地域住民が避難することができるよう、関係機関が連携し、「水害避難ビル」（仮称）を指定するなどの仕組みを構築する。（平成21年度までに浸水想定区域を作成するすべての河川及び海岸について、必要に応じ、技術的検討を行い、水害避難ビルの指定等を目指す。）

（2）地震防災体制

津波等に関する防災技術・知識の蓄積

津波災害等の恐ろしさや対処の知恵を次世代へ継承するため、防災教育の推進や地域活動の支援を図るほか、津波防災総合訓練を実施する。

地域の建設業者による共助の取組

経営事項審査において、国や地方公共団体と防災協定を結んで自らの負担も伴いながら防災活動を行い、社会的貢献を果たしている建設業者を加点評価する取組について、一層の周知を図る。（平成18年度に周知を実施）

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者の経営規模、経営状況の分析な

どの客観的事項について行われる企業評価の制度

地域の一員としての国土交通省による共助の取組

帰宅困難者対策のため、地域の一員の立場から、災害対策要員向けだけでなく、国土交通省への来客者や職員を一定期間、収容できる態勢を確保する（マニュアル策定、収容場所や物資の確保等）。

防災教育の強化

防災教育を強化するため、学校教育等の場で、過去の地震・津波の被害を振り返るとともに、今後の防災対策について幅広い世代の人々が考える機会を設けることを平成19年度から実施し、全国各地へ展開する。

（3）施設管理の充実と協調

広域的な危機管理体制の構築

地域において豪雨や地震などに起因する激甚な災害が発生した場合には、広域的かつ甚大な被災による制約の中、被災地では、自らが被災していることに加え、救命救助、応急復旧など多岐にわたる関係業務が集中的に発生することとなるため、人員及び資機材が大幅に不足する事態が生じる。

このように被災地で発生するニーズに対し、国土交通省として広域的な応援態勢を構築し、被災地における復旧等のための行動が円滑に行われるよう、必要な人員や資機材等を広域的に配備・提供し、被災地を支援するための対策を、次のとおり講ずる。

1）人員及び資機材に係る広域的な支援体制

全国各地の災害に係る情報や対策に関する技術・経験・ノウハウの蓄積を有する国が、災害対策に必要な要員を都道府県域を越えて広域的に派遣するための行動計画を策定するとともに、排水ポンプ車、衛星通信車などの機械、通信設備等の資機材についても広域的な配備のための計画を策定し、災害発生時における都道府県域を越えた広域的な支援体制を確立する。（平成18年度から実施）

また、地方自治体が管理する施設等が被災した場合において、

国や研究機関の専門家による被災地への技術的助言等が円滑に行えるよう、被災状況等を把握するための体制を強化する。（港湾においては、被災地への技術的助言及び現地への調査派遣が円滑に行えるよう、研究機関においてリアルタイムの被災地の画像や科学的データを閲覧できるようにするための体制を平成20年度を目途に整備）

2) 資機材貸与に係る被災地負担の軽減

イ 災害応急復旧を行う地方公共団体への復旧用機械器具の貸付けについては、従来、そのルールや根拠が部局によりまちまちで分かりにくい面があったが、平成18年1月に「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」を制定してルール及び根拠の統一を図り、同年春の地すべり対応から早々に適用を開始した。

ロ 災害対策機械は無償で自治体へ貸与しているが、機械使用時に外部委託により確保する機械操作員等の費用は自治体負担となっている。

今後、水防団員等も洪水時に排水ポンプ車等の災害対策機械を操作して迅速に水防活動が行えるよう、水防訓練時等に機械操作等の講習を実施し、機械操作ができる地域の人材を育成していく（この地域の人材を活用することにより、自治体側の人件費負担を相当程度縮減することが可能）。（平成18年度から実施）

施設管理を通じた水害リスクの分担調整

河川の増水時において、堤防決壊による壊滅的な浸水被害を回避し、流域全体としての浸水リスクを最小化するため、堤内地（堤防の居住側）から河川へ排水するポンプについて、河川がはん濫する危険のある水位になった場合の運転ルールを決定する枠組みを確立する。（平成21年度までに国管理の全河川で実施）

別紙 1

改善を行う用語・表現

水位情報で用いる用語

現行	改善後
計画高水位	はん濫危険水位 河川計画や事業実施においては、堤防設計水位である計画高水位を使用
危険水位	はん濫危険水位
特別警戒水位	避難判断水位
警戒水位	はん濫注意水位
指定水位	水防団待機水位

河川の洪水警報等 で用いる用語

(国土交通大臣等と気象庁長官が共同で個別の河川毎に行う洪水警報等)

現行	改善後
洪水情報	川はん濫発生情報 川はん濫危険情報
洪水警報	川はん濫警戒情報
洪水注意報	川はん濫注意情報

その他の用語

現行	改善後
破堤	堤防の決壊
決壊	決壊(対象地区を明確化/例: 地区の堤防が決壊)
欠壊	一部流出(崩壊) (対象地区を明確化/例: 地区の堤防が一部流出)
越水・溢水	水があふれる (対象地区を明確化/例: 地区の堤防から水があふれる)
浸水	浸水(対象地区を明確化/例: 地区が浸水)
冠水	浸水(対象地区を明確化/例: 地区が浸水)
出水	増水
洗掘	深掘れ

現行	改善後
漏水	漏水 (対象地区を明確化 / 例: 地区の堤防から漏水)
法崩れ	堤防斜面の崩れ
既往最大流量	過去最大流量
水防警報指定河川	水防警報河川
水位情報周知河川	水位周知河川
樋門・樋管	(排・取)水門
排水機場	排水ポンプ場
(堤防)天端	(堤防の)上端、上面
右岸・左岸	市側
AP	AP(東京湾中等潮位-1.1344m)
YP	YP(東京湾中等潮位-0.8402m)
堤内地・堤内	堤防の居住側(堤防より居住地側)
堤外地・堤外	堤防の川側(堤防より川側)
高水敷	河川敷
派川	派川(分岐して流れる川)
直轄区間	国管理区間
指定区間	県(都道府)管理区間
川裏	居住側(居住地側)
川表	川側
法・法面	堤防斜面
沿川	川沿い
内水	内水(河川に排水できずにはん濫した水)
設計洪水水位	設計最高水位
サ - チャ - ジ水位	洪水時最高水位
常時満水位	平常時最高貯水位
洪水期制限水位	洪水貯留準備水位
強雨域	強い雨が降る範囲(時間 ミリ以上)

別紙2 COOP計画の様式

目次

- . 要約
- . はじめに
- . 目的
- . 適用範囲
- . 重要な業務
- . COOP計画作成の根拠法令等
- . COOP計画の実施
 - A . フェーズ COOP計画の発動と代替施設への移行
 - 1 . 意思決定手続
 - 2 . 警戒・通知・開始手続
 - 3 . 権限代行・移譲
 - B . フェーズ 代替施設における業務継続
 - 1 . 業務継続に不可欠な情報処理機器
 - 2 . 業務継続に不可欠な文書、データ
 - C . フェーズ 通常業務への復旧
- . 役割分担
- . 必要な施設・機能
 - A . 代替施設
 - B . 代替通信機能
- . 訓練
 - . 中長期的計画
 - . 継続的見直し

参考資料A : COOP計画作成の根拠法令等

参考資料B : COOP計画実施時のチェックリスト

参考資料C : 代替施設に関する情報

参考資料D : 代替施設の地図と経路

参考資料E : 用語集

(出典)「Continuity of Operations (COOP) Plan Template」(2004.4 FEMA) をもとに国土交通省総合政策局政策課で仮訳

別紙 3

「首都直下地震応急対策活動要領」中の主な国土交通省の役割

政府及び国土交通省の災害対応体制の構築

迅速かつ的確な応急対策活動を実施するためには、政府一体となった取り組みが必要である。したがって、地震発災後、速やかに政府の緊急災害対策本部及び国土交通省防災業務計画等に従った緊急災害対策本部の設置のための行動を行う。また、関係都県を管轄しない地方支分部局に対し、広域的な応急対策を支援するため職員・資機材派遣指示を出すなど必要な措置を講じるとともに、政府の緊急災害対策本部、被災地方公共団体や関係機関等との相互連絡を密にし、総合調整を行う。

情報共有体制の確立

応急対策活動の成否を左右するものは「情報」である。このため、利用可能な通信ネットワークを活用し、速やかに通信を確保し、国土交通省や関係機関の災害応急対策等の実施状況等に関する情報を収集するとともに、政府の緊急災害対策本部や関係機関と共有する。また、流言・飛語、パニック等の発生を未然に防止し、被災地の住民等が適切な判断と行動ができるようにするため正確かつ迅速な情報の公表及び適時適切な広報を行う。

発災当初の活動体制

発災初期において被災状況を正確かつ迅速に把握するため、ヘリコプターや固定カメラ等により、市街地の建物倒壊、火災状況、施設被害等の画像収集を行う。

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送及び交通の確保は、人員、傷病者の輸送、緊急物資の供給等のため必要不可欠な活動である。特に「首都直下地震対策大綱」では、首都中枢機能の継続性確保のため、緊急輸送道路のうち特に重要な区間については1日以内に緊急車両等の通行機能確保、空港については1時間以内に被災状況を確認し順次運用開始、港湾についてはラ

ライフライン拠点に近接する緊急物資輸送に対応した岸壁は1日以内に利用できるようにすることが求められている。交通の確保対策のため、緊急輸送ルート確保を最優先として、輸送施設（道路、港湾、飛行場、鉄道等）の応急復旧、機能確保のため必要な対策を講じる。

また、緊急輸送活動として、自動車運送事業者、海上運送事業者及び航空輸送事業者、鉄道事業者等に対する緊急輸送の要請、並びに東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（東扇島地区）における緊急輸送活動の支援を行う。

応急収容活動

応急収容は、被災者の生活確保に必要不可欠であるとともに、その成否が、被災者の精神的な安心、治安等に与える影響は大きいと考えられる。このため、ホテル、空き家等の既存ストックを活用する等、避難所の避難者を減らす対策を実施する。

また、応急仮設住宅の速やかな建設が円滑に行われるよう、必要な資機材等の調達を行う。

帰宅困難者対策のための応急活動

帰宅困難者が大量に生ずることが想定されることから、鉄道等の運行状況及び運行再開の見込み等の情報が適切に届くよう措置する。

ライフライン施設の応急対策活動

ライフライン機能の確保は、人心の安定や経済活動の復旧等にとって重要である。ライフライン施設の被害状況、機能障害の状況、復旧見通し等の情報の把握に努めるとともに、ライフライン事業者の行う応急対策について必要な支援を行うとともに、適宜指示を行う。

二次災害の防止活動

地震発生後の余震に備え、速やかに所管施設の被災状況等を点検し、二次災害の可能性について把握する。点検等により二次災害の危険性が認められた場合には、施設の補修等によりその発生防止に努め、これが困難な場合にも被害を最小限にとどめるような措置を行う。

また、建築物の応急危険度判定活動や被災宅地危険度判定活動の実施支援を行う。

二次災害の原因となる余震、降雨に関する情報については、これを

速やかに提供するとともに、その危険性について十分に周知する。

自発的支援の受け入れ

首都直下地震が発生した場合には、国内・国外から多くの自発的支援が寄せられることが予想される。このボランティア受け入れに関する関係事業者等との調整等必要な措置を講じる。

交通ネットワークの復旧

交通ネットワークの復旧は、被災地の復旧活動の円滑な実施や経済活動に重要であることから、被害状況、機能阻害の状況、復旧見通し等の情報の把握に努め、最優先に復旧すべき施設、区間等について検討するとともに、優先的な復旧活動のための必要な措置を講じる。

別紙 4 業務継続計画の策定に向けた作業様式

首都直下地震時の業務継続に関する自己チェックについて

1. 趣旨

首都直下地震が発生して平常どおりの業務を行えなくなった場合における国土交通省業務の継続方策について、担当者レベルまで意識醸成を図るとともに、個別具体的な検討の積み上げに基づく対応方針を明らかにするため、所管するすべての業務を対象とした自己チェックを実施するもの。

2. チェック項目

全ての業務の点検
重要業務の絞り込み・特定 } 【シート1】
重要業務に係るの回復目標の設定（時期、水準）
必要な経営資源の明確化（人、情報システム、代替施設等） } 【シート2】
重要業務を継続するための態勢（現状、対策） } 【個票】

3. 記入順序

次の順序でシートの記入を行う。

「シート1」

「シート2」のb1～b8欄

「個票」

「シート2」のb14欄（必要があれば）

全ての業務の点検と「継続すべき業務」の特定

局課名							(シート1)
a1	a2		a3		a4	a5	a6
通し番号	氏名	係名・職名	所管している業務の内容		内容の分類	本省以外の担当組織、本省と出先機関の分担内容	首都直下地震発生時における業務継続の必要性の評価
1			通常業務				
2							
3							
4							
5							
6							
1			首都直下地震災害対策業務				
2							
3							
4							

各課ごとに通し番号(整理番号)を付ける	右の業務の担当職員名等を記載する。	<p>所管している業務のすべて(地方支分部局や事務所等と分掌している業務を含む)を見渡して、下表のA又はBに該当する業務を「通常業務」と「首都直下地震 災害対策業務」に区分して列記する。</p> <p>「通常業務」は、「首都直下地震 災害対策業務」以外の業務をいう。 「首都直下地震 災害対策業務」は、首都直下地震の発生時に発災地域における災害の拡大防止、応急対策などを実施する業務をいう。 なお、発災後の災害応急対策、復旧対策については、国土交通省防災業務計画第2章以下に掲げられた業務の種類を参考に、継続すべき業務を記載する。(ただし、防災業務計画に掲げられた業務に限られない。)</p> <p>「内容の分類」(a4)の欄には、業務の内容に応じて、以下の ~ を記載。 「...施設管理」「...サービス提供」「...許認可」「...その他</p>	当該業務を分担して実施することになる出先機関(の種類)を特定する。	下表のA、Bの区分を記入
---------------------	-------------------	--	-----------------------------------	--------------

<p>【業務継続の必要性に関する三段階評価】</p> <p>A...中断すると国民生活・社会経済活動(人命、生活、産業等)に重大な影響を及ぼすため、使用可能な資源が限られる中であっても資源を優先投入する必要性が高く、かつ、業務継続のための対策を緊急的に(3～5年程度で)講ずべき業務(や公共サービス)</p> <p>B...中断すると国民生活・社会経済活動(人命、生活、産業等)に比較的大きな影響を及ぼす業務(や公共サービス)(A、C以外の業務)</p> <p>C...30日程度の中断があっても、データのバックアップ等が図られていれば、国民生活・社会経済活動に大きな影響を及ぼさないと見込まれる業務(や公共サービス)</p>

b1(=a1)		b2(=a3)	b3(=a4)	b4(=a5)	b5	b6		b7	b8	b9	b10	b11	b12	b13	b14
通し番号	「業務継続の必要性」が「A」の業務内容	内容の分類	本省以外の担当組織・分担内容	継続が必要な理由 (業務継続による被益者、民間・自治体の事業継続に寄与する程度)	首都直下地震時における業務継続		回復目標時期 (許容限界)	時期の根拠・考え方	平時に比べたサービス水準の程度	左の業務の継続に必要な 役職・人員数	業務を継続する上での必要な態勢の確保状況 評価	課題	左に掲げた課題への対応 対応しようとする時期(期間)	その他記載事項	
通常業務															
災害対策業務															

【シート1】で「業務継続の必要性」の評価、「A」が「A」とされた業務、通し番号、本省以外の担当部署等を転記(コピー)する

(単に重要か否かではなく)国民生活・社会経済活動に与える影響の大きさに鑑みて、首都直下地震後の人的・物的資源に限られるなかでも他の業務に優先して継続・早期回復を図るべき理由を記載する。
特に、当該業務の継続により受益が見込まれる(当該業務が中断すると困る)者を明記するとともに、民間事業者や地方公共団体の首都直下地震時における事業継続にどの程度資するかを定性的(又は定量的)に記載する。

業務の停止レベル低下に伴う影響の大きさを勘案して設定

(例)平時より2倍の時間がかかる
通行可能速度が30km以下になるなど

その他、業務継続に関して記載すべきことがあれば適宜記載する。

継続すべき業務のための対策(個票)

局課名		
通し番号		
業務内容		

	c1	c2	c3	c4	c5	c6
	点検の視点 必要数、現状	評価	確保状況 現状を踏まえた課題	対応 対応の内容	時期(期間)	その他特記事項
65	必要な人員は確保されるか	=b9				
	必要な資源は確保されるか 電気・ガス・上下水道、資金・予算、 通信手段は含まない。					
	情報システム、蓄積データのバック アップがとられているか					
	バックアップオフィスの用意 広域的権限代行の取組					
継続すべき重要業務であることが組織内で認識されているか						
業務継続に関する担当職員の意識啓発・発災時を想定した実践的訓練等の取組						
判断権者と連絡が取れない場合の代行者や部下への権限分散ルールの特明確化						
当該業務の実施に関連する部署の業務が継続していない場合への備え						
必要な行政手続が民間活動の障害とならないようにする制度的対応						
まとめ						

=b10	=b11	=b12	=b13
<p>【首都直下地震に見舞われた場合でも業務を継続するための態勢が確保できているかどうかの現状に関し、【点検】の視点】の観点に照らして、次の記号を記載すること。</p> <p>「1」...既に必要な対策が十分にとられている 「2」...一定の対策が取られているが、現状では不十分 「3」...現状では対策が取られていない 「?」...現状がわからない 「N」...その他</p>			
<p>左欄に記載した課題に対し、どのような対策を講じようとするのかを記載する。</p> <p>その対策を実施しようとする時期(又は期間)を記載する。</p> <p>いずれも、今回の作業においては、現段階における方針レベルでも差し支えない。</p>		<p>その他、業務継続に 関して記載すべきこと があれば適宜記載す る。</p>	